

# 官報

号外 平成二十九年五月二十六日

## ○第九十三回 衆議院會議録 第二十八号

平成二十九年五月二十六日(金曜日)

議事日程 第二十二号

平成二十九年五月二十六日

午後一時開議

- 第一 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第四 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 人事官任命につき同意を求めめるの件
- 公正取引委員会委員任命につき同意を求めめるの件
- 預金保険機構理事任命につき同意を求めめるの件
- 情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めめるの件
- 公害等調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めめるの件
- 中央更生保護審査会委員長任命につき同意を求めめるの件
- 日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求めめるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めめるの件

中央社会保険医療協議会公益委員任命につき同意を求めめるの件

土地鑑定委員会委員任命につき同意を求めめるの件

運輸安全委員会委員任命につき同意を求めめるの件

原子力規制委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めめるの件

医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

人事官任命につき同意を求めめるの件

公正取引委員会委員任命につき同意を求めめるの件

預金保険機構理事任命につき同意を求めめるの件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めめるの件

公害等調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めめるの件

中央更生保護審査会委員長任命につき同意を求めめるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求めめるの件

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

○議長(大島理森君) 御報告することがあります。永年在職議員として表彰された元議員角屋堅次郎君は、去る四月七日逝去されました。痛惜の念にたえません。謹んで御冥福をお祈りいたします。

角屋堅次郎君に対する弔詞は、議長において去る二十四日既に贈呈いたしております。これを朗讀いたします。  
〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力され、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに決算委員長、公害対策並びに環境保全特別委員長の要職にあられた従三位勲一等角屋堅次郎君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

人事官任命につき同意を求めめるの件

公正取引委員会委員任命につき同意を求めめるの件

預金保険機構理事任命につき同意を求めめるの件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めめるの件

公害等調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めめるの件

中央更生保護審査会委員長任命につき同意を求めめるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求めめるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めめるの件

中央社会保険医療協議会公益委員任命につき同意を求めめるの件

土地鑑定委員会委員任命につき同意を求めめるの件

運輸安全委員会委員任命につき同意を求めめるの件

原子力規制委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めめるの件

医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

人事官任命につき同意を求めめるの件等十二件

土地鑑定委員会委員任命につき同意を求めめるの件

運輸安全委員会委員任命につき同意を求めめるの件

原子力規制委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めめるの件

○議長(大島理森君) お諮りいたします。内閣から、

公正取引委員会委員

預金保険機構理事

情報公開・個人情報保護審査会委員

公害等調整委員会委員長及び同委員

中央更生保護審査会委員

日本銀行政策委員会審議委員

労働保険審査会委員

中央社会保険医療協議会公益委員

土地鑑定委員会委員

運輸安全委員会委員

及び

原子力規制委員会委員長及び同委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院

の同意を得たいとの申し出があります。

内閣からの申し出中、

人事官に一宮なほみ君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、同意を

与えることに決まりました。

次に、

公正取引委員会委員に小島吉晴君を、

運輸安全委員会委員に佐藤雄二君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

平成二十九年五月二十六日 衆議院會議録第二十八号 元議員角屋堅次郎君逝去につき弔詞贈呈の報告

人事官任命につき同意を求めめるの件等十二件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めめるの件

中央社会保険医療協議会公益委員任命につき

同意を求めめるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を

求めめるの件

中央更生保護審査会委員長任命につき同意を求

めめるの件

公害等調整委員会委員長及び同委員任命につ

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

預金保険機構理事に眞志浩平君を任命することに、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(大島理森君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

預金保険機構理事に手塚明良君を、情報公開・個人情報保護審査会委員に市川玲子君及び常岡孝好君を、

公害等調整委員会委員長に荒井勉君を、同委員に吉村英子君及び加藤一実君を、中央更生保護審査会委員長に倉吉敬君を、労働保険審査会委員に金岡京子君を、

土地鑑定委員会委員に加藤瑞貴君、清常智之君、小津稚加子君、亀島祝子君、河合芳樹君、森田修君及び若崎周君を、

運輸安全委員会委員に田村兼吉君及び安田満喜子君を任命することに、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、情報公開・個人情報保護審査会委員に山名学君を任命することに、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(大島理森君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

次に、日本銀行政策委員会審議委員に片岡剛士君を任命することに、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(大島理森君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

次に、日本銀行政策委員会審議委員に鈴木人司君を、原子力規制委員会委員に山中伸介君を任命することに、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(大島理森君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、中央社会保険医療協議会公益委員に荒井耕君及び野口晴子君を任命することに、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(大島理森君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、原子力規制委員会委員長に更田豊志君を任命することに、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(大島理森君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一は延期することに決まりました。

日程第二 医療法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、医療法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長丹羽秀樹君。

医療法等の一部を改正する法律案及び同報告書 (本号末尾に掲載)

〔丹羽秀樹君登壇〕  
○丹羽秀樹君 たいま議題となりました医療法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、安全で適切な医療提供の確保を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、  
第一に、医療機関、衛生検査所で行われる検体検査について、その精度の確保に関する基準の明確化等を行うこと、  
第二に、特定機能病院が医療の高度の安全を確保する必要があることを法律上明記することともに、合議体の決議に基づく管理運営の確保、管理者の選任方法の透明化の義務づけ等の措置を講ずること、  
第三に、医療機関のウェブサイト等について、虚偽広告等を禁止するなど、医療に関する広告規制の見直しを行うこと、  
第四に、持ち分なしの医療法人への移行計画認定制度について、認定要件を見直すとともに、認定期間を三年間延長すること等であり、

本案は、去る五月十一日本委員会に付託され、翌十二日塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日から質疑に入り、十八日には東京女子医科大学病院の視察を行い、二十四日に質疑を終局いたしました。次いで、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(大島理森君) 日程第三、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長西銘恒三郎君。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案及び同報告書 (本号末尾に掲載)

〔西銘恒三郎君登壇〕  
○西銘恒三郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るための措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、  
第一に、小規模不動産特定共同事業の登録制度を創設するとともに、その有効期間を五年とする

第二に、インターネットを介した取引等に対応するため、契約に際し交付する書面等について、インターネット上での手続に関する規定を整備すること、

第三に、不動産投資に係る専門的知識及び経験を有する投資家のみを相手方として行う不動産特定共同事業について約款規制を廃止すること

などであり、  
本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十三日日本委員会に付託され、同日石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十四日、質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第四、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第四、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員長北村茂男君。

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

○北村茂男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
本案は、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るため、加工原料乳の生産者に補給金を交付する制度を恒久的な制度として位置づけ、その交付対象となる事業者の範囲を拡大するとともに、独立行政法人農畜産業振興機構の業務として当該補給金を交付する業務を追加する等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月十六日本委員会に付託され、翌十七日山本農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、十八日から質疑に入り、二十三日に参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、昨二十五日質疑を終局いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決をいたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

日程第四 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第四、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第四、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第四、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。  
午後一時十九分散会

出席國務大臣  
総務大臣 高市 早苗君  
法務大臣 金田 勝年君  
厚生労働大臣 塩崎 恭久君  
農林水産大臣 山本 有二君  
国土交通大臣 石井 啓一君  
環境大臣 山本 公一君  
国務大臣 麻生 太郎君  
国務大臣 菅 義偉君  
国務大臣 松本 純君

○議長の報告  
(通知書受領)  
一、去る二十三日、安倍内閣総理大臣から大島議長宛て、次の通知書を受領した。  
閣総第二六九号  
平成二十九年五月二十三日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿  
私は、平成二十九年五月二十五日(木)午前十時三十分羽田空港発、五月二十八日(日)午後六時三十分同空港着の予定で、イタリア共和国及びマルタ共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

一、去る二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
学校教育法の一部を改正する法律

一、去る二十四日、参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。  
平成二十七年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)  
平成二十七年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)

(報告書及び文書受領)  
一、去る二十三日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。  
食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく平成二十八年年度食料・農業・農村の動向に関する報告  
食料・農業・農村基本法第十四条第二項の規定に基づく平成二十九年年度食料・農業・農村施策についての文書  
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
農林水産委員  
辞任  
笹川 博義君  
補欠  
青山 周平君  
瀬戸 隆一君  
中村 裕之君  
青山 周平君  
中村 裕之君  
中村 裕之君  
瀬戸 隆一君

辞任  
橋本 英教君  
補欠  
高橋ひなご君  
辞任  
橋本 英教君  
補欠  
高橋ひなご君  
辞任  
高橋ひなご君  
補欠  
高橋ひなご君

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国土交通委員

辞任

補欠

- 中谷 真一君 田畑 裕明君
- 古川 康君 小林 史明君
- 望月 義夫君 村井 英樹君
- 小林 史明君 助田 重義君
- 田畑 裕明君 門 博文君
- 門 博文君 野中 厚君
- 助田 重義君 古川 康君
- 野中 厚君 中谷 真一君
- 村井 英樹君 望月 義夫君
- 村井 英樹君 望月 義夫君

安全保障委員

辞任

補欠

- 赤嶺 政賢君 宮本 徹君
- 宮本 徹君 赤嶺 政賢君

一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

- 瀨地 雅一君 大口 善徳君
- 大口 善徳君 瀨地 雅一君

財務金融委員

辞任

補欠

- 大口 善徳君 瀨地 雅一君
- 瀨地 雅一君 大口 善徳君

農林水産委員

辞任

補欠

- 古川 康君 長尾 敬君
- 森山 裕君 金子万寿夫君
- 長尾 敬君 古川 康君
- 金子万寿夫君 森山 裕君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

- 尾身 朝子君 木村 弥生君
- 武藤 容治君 斎藤 洋明君

- 和田 義明君 古田 圭一君
- 齋藤 洋明君 山田 賢司君
- 木村 弥生君 尾身 朝子君
- 古田 圭一君 和田 義明君
- 山田 賢司君 武藤 容治君

一、昨二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

- 小泉進次郎君 穴見 陽一君
- 西村 明宏君 佐々木 紀君
- 星野 剛士君 神山 佐市君
- 穴見 陽一君 中山 展宏君
- 神山 佐市君 宮内 秀樹君
- 佐々木 紀君 小泉進次郎君
- 中山 展宏君 西村 明宏君
- 宮内 秀樹君 星野 剛士君

原子力問題調査特別委員

辞任

補欠

- 佐々木 紀君 八木 哲也君
- 齋藤 洋明君 武藤 容治君
- 築 和生君 谷川 とむ君
- 武藤 容治君 工藤 彰三君
- 工藤 彰三君 齋藤 洋明君
- 谷川 とむ君 築 和生君
- 八木 哲也君 佐々木 紀君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十五日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。憲法審査会委員

辞任

補欠

- 後藤田正純君 小林 史明君
- 佐々木 紀君 白須賀貴樹君
- 村井 英樹君 青山 周平君
- 山際大志郎君 工藤 彰三君
- 小林 史明君 神山 佐市君
- 青山 周平君 村井 英樹君
- 神山 佐市君 後藤田正純君

- 工藤 彰三君 山際大志郎君
- 白須賀貴樹君 佐々木 紀君

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)(参議院送付) 経済産業委員会 付託

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)(参議院送付)

国土交通委員会 付託

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号) 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託

一、昨二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。住宅宿泊事業法案(内閣提出第六一号) 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件(内閣提出、承認第三号) 以上二件 国土交通委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。地方自治法等の一部を改正する法律案 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、福島地方環境事務所の設置に関し承認を求めの件 中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案 (議案通知書受領)

一、去る二十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。学校教育法の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、参議院から、本院の送付した次の件を承諾することを議決した旨の通知書を受領した。平成二十七年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めの件)(第九十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二十七年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めの件)(第九十回国会内閣提出、本院継続審査)

(質問書提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。質問主意書への答弁作成に関する質問主意書(逢坂誠二君提出) 民泊及び違法民泊に関する質問主意書(辻元清美君提出)

一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。統合幕僚長の政治的発言に関する質問主意書(逢坂誠二君提出) 公益社団法人日本獣医師会会長の見解に関する質問主意書(緒方林太郎君提出) 保存期間一年未満の公文書に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

衆議院本会議におけるテロ等準備罪法案の採決における法務副大臣ならびに法務大臣政務官の投票なしに関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、昨二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

一般の方々共謀罪の嫌疑対象にならないという金田法務大臣の発言に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二君提出政府の提唱するクールビズにおける冷房使用時の室温設定温度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出日本を除く「G6」によるロシア非難決議における日本政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出「そもそも」の意味として「基本的に」と記載している辞書に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出日本国憲法第九条に自衛隊の存在についての条項を加憲することの意味に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出中国が進めるシルクロード経済圏構想「一帯一路」への日本政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出医療、介護、保育、教育など、継続性が求められる業種における事業破たんに関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出沖縄県議会の要請に対する沖縄担当特命全権大使の発言と対応等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出羽田新飛行ルートに住民説明会における写真撮影に関する質問に対する答弁書

平成二十九年五月十二日提出  
質問 第三〇五号

政府の提唱するクールビズにおける冷房使用時の室温設定温度に関する質問主意書  
提出者 逢坂 誠二

政府の提唱するクールビズにおける冷房使用時の室温設定温度に関する質問主意書  
五月十一日に首相官邸で開かれた副大臣会議で、政府の提唱するクールビズの冷房使用時の室温設定が議論になり、環境省の関芳弘副大臣が「二十八度は不快な温度だ」との声があったので、対応を検討したい」との見解を示したことが報じられている。

環境省のホームページでは、「環境省では、地球温暖化対策のため、平成十七年の夏から、冷房時の室温を二十八度で快適に過ごせる軽装や取組を促すクールビズを提唱してきました。これまでの継続的な呼びかけにより、現在のクールビズの認知率が約九割と社会的にも定着してきました。今年の実施期間も昨年と同様、五月一日から九月三十日までといたします。自宅やオフィス等におけるクールビズの実践率がさらに向上するよう、引き続き呼びかけてまいります」と示されている。

これに関連して、菅官房長官は同日の記者会見で、「皆さんが過ごしやすい温度でいいのではないかと述べ、冷房の温度設定は柔軟に対応するのが望ましい」との考えを示した。  
これらを踏まえて、以下質問する。

一 環境省の副大臣が「二十八度は不快な温度だ」との声があったので、対応を検討したい」との見解を示したことは事実か。

二 この環境副大臣の発言を受け、室温設定温度の見直しに関する検討チームなどが立ち上がり、見直し作業がはじまるという理解でよいのか。

三 「地球温暖化対策のため、平成十七年の夏」

に、「冷房時の室温を二十八度で快適に過ごせる軽装や取組を促す「クールビズ」を提唱」するにあたり、室温設定温度を二十八度とすることはどのような根拠で決められたのか。具体的に示されたか。

四 室温設定温度の二十八度に科学的根拠がないとすれば、「地球温暖化対策のため」という目的に対する科学的な方法とは言えず、環境省が主張している「地球温暖化対策のため」という表現は不適切ではないか。

五 官房長官発言の、「皆さんが過ごしやすい温度でいいのではないか」という見解は妥当であり、冷房の温度設定は柔軟に対応すべきだと思いが、仮に二十八度から二十七度に室温設定温度が引き下げられた場合、どの程度、地球温暖化対策のためにマイナスの影響が生じるのか。

六 五に関連して、仮に二十八度から二十七度に室温設定温度が引き下げられた場合、政府は、日本全国および首都圏での電力消費量がそれぞれどの程度上昇すると見積もるのか。

七 本年の七月および八月のわが国の最大電力需要を勘案した場合、かかる室温設定温度はどの程度まで下げ得るのか。その概数について、政府の見解を示されたい。

八 「皆さんが過ごしやすい温度で、クールビズにおける冷房の温度設定を柔軟に対応する場合は、最大電力需要が増加することは容易に予測できる。この場合、政府は、必要とされる発電量を安定的に確保するため、原子力発電所の再稼働がベースロード電源の確保のためにさらに重要になると考えるのか。見解を示されたい。右質問する。

内閣衆質一九三第三〇五号  
平成二十九年五月二十三日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出政府の提唱するクールビズにおける冷房使用時の室温設定温度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出政府の提唱するクールビズにおける冷房使用時の室温設定温度に関する質問に対する答弁書

一及び二について

環境副大臣は、平成二十九年五月十一日の副大臣会議において、クールビズにおける冷房時の室温の目安を二十八度としていることについて見直しを行う旨の発言はしておらず、クールビズの普及の在り方等について検討する旨の発言をしたものである。

三及び四について

クールビズにおける冷房時の室温については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和四十五年政令第三百四号)第二条第一号イにおいて、空気調和設備を設けている場合は、居室における温度がおおむね十七度以上二十八度以下になるように空気の温度を調節して供給をすることとされていること、事務所衛生基準規則(昭和四十七年労働省令第四十三号)第五条第三項において、事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が十七度以上二十八度以下になるように努めなければならないとされていること等を踏まえ、地球温暖化対策のため、温室効果ガスの排出削減の観点から、二十八度を目安とした無理のない範囲での温度設定の実践を呼び掛けているものである。

五から八までについて

一及び二についてお答えしたとおり、環境副大臣は、平成二十九年五月十一日の副大臣会議において、クールビズにおける冷房時の室温の目安を二十八度としていることについて見直しを行う旨の発言はしておらず、政府とし

て、現時点において、当該見直しを行う予定はないため、お尋ねのような試算等を行う考えはない。

平成二十九年五月十二日提出  
質問 第三〇六号

日本を除く「G6」によるロシア非難決議における日本政府の対応に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

日本を除く「G6」によるロシア非難決議における日本政府の対応に関する質問主意書  
おける日本政府の対応に関する質問主意書  
平成二十八年十二月七日、日本を除く、米英仏独伊とカナダの六カ国首脳は、激戦が続くシリア北部のアレッポ情勢について、人道支援のために即時停戦を求めるとともに、外交努力により平和的な解決を望むとする共同声明(以下、「本声明」という。)を発表している。

本声明は、アレッポ市の東部地域で多数の子供を含む二十万人の市民が残る中、ロシアの支援を受けたシリア政府軍が攻撃を続けているため、食料品や医薬品が極端に不足する惨状に陥っている」と指摘した上で、シリア軍が殺傷力の強い「たばこ爆弾」や化学兵器を使用していることを強く非難し、シリアとロシアが人道援助を妨げていると非難している。その上で、国連による人道支援を実施するため、即時停戦の必要があると訴えている。

同年十二月三十一日、この日本を除くG6による本声明案をまとめる過程で、G6の各国首脳は安倍総理にも賛同を求めたが、日本政府は断っていたことが報じられた。十二月十五日および十六日のブーチン大統領の訪日、そこで行われる日ロ首脳会談を控えるため、ロシアを刺激し、北方領土交渉に悪影響が出ることを懸念し、日本政府は本声明案への賛同を断ったと複数のG7外交筋が明らかにしたと報じられている。

これらの事実を踏まえて、以下質問する。

一 平成二十八年十二月の時点で、日本はG7(主要国首脳会議)の議長国で、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダの六カ国は、それ以外のメンバーであるという理解でよいのか。

二 ウクライナおよびクリミア半島での諸問題のため、平成二十六年三月のハーグ宣言で、「ロシアが態度を改め、G8において意味ある議論を行う環境に戻るまで、G8への参加を停止することが示されているため、平成二十八年十二月の時点、ロシアは主要国首脳会議への参加資格が停止されているという理解でよいのか。

三 本声明には、日本を除いた、主要国首脳会議の全ての国が賛同したという理解でよいのか。

四 G7の議長国でありながら日本はなぜ本声明案に賛同しなかったのか。政府の見解を示されたい。

五 本声明案に署名しないことで、日本外交への影響は生じないのか。政府の見解を示されたい。

六 複数の専門家が、ブーチン大統領訪日を控えていたため、日本政府は本声明への賛同を拒んだと指摘したと報じられている。例えば、「安倍首相が署名せず「G6」声明となり、落胆している。仮に日本が将来、南シナ海での動きを活発化させる中国を非難するG7声明をまとめようとした場合、理解されるだろうか。今回のロシア非難声明に賛同しなかったことは将来に禍根を残す」との指摘もあるが、このような批判に対する政府の見解を示されたい。

七 日本政府は、G7の協調の枠組みを重視し、将来的に中国への非難決議をG7声明でまとめることを視野に入れ、本声明案に賛同すべきであったのではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第三〇六号  
平成二十九年五月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出日本を除く「G6」によるロシア非難決議における日本政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出日本を除く「G6」によるロシア非難決議における日本政府の対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「G7(主要国首脳会議)は、フランス共和国、アメリカ合衆国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、日本国、イタリア共和国及びカナダ並びに欧州連合の首脳が参加して開催される主要国首脳会議(以下「G7サミット」という。)を指すものと解しており、我が国はG7サミットの平成二十八年の議長国であった。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、平成二十六年三月二十四日にG7サミット参加七カ国首脳並びに欧州理事会議長及び欧州委員会委員長により発出された「ハーグ宣言」では、「我々は、ロシアがその方向を変更し、G8で意味のある議論を行う環境に戻るまで、G8への参加を停止することとしている。」と三から七までについて

お尋ねの「激戦が続くシリア北部のアレッポ情勢について、人道支援のために即時停戦を求めるとともに、外交努力により平和的な解決を望むとする共同声明」は、カナダ、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の有志の国々により発出されたものであり、他国の声明の二つについてコメントすることは差し控えたい。

いずれにせよ、我が国はG7サミット参加国及び欧州連合と平素から国際社会が抱える様々な課題に対処するために緊密に連携しており、御指摘の「このような批判」は当たらない。

平成二十九年五月十二日提出  
質問 第三〇七号

「そもそも」の意味として「基本的に」と記載している辞書に関する再質問主意書

提出者 初鹿 明博

「そもそも」の意味として「基本的に」と記載している辞書に関する再質問主意書

内閣衆質一九三第二〇七号  
平成二十九年五月二十三日  
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出「そもそも」の意味として「基本的に」と記載している辞書に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員初鹿明博君提出「そもそも」の意味として「基本的に」と記載している辞書に関する再質問に対する答弁書

お尋ねのような辞書が存在しないかについては承知していない。



平成二十九年五月十五日提出  
質問 第三〇八号

日本国憲法第九条に自衛隊の存在についての  
事項を加憲することの意味に関する質問主  
意書

提出者 逢坂 誠二

日本国憲法第九条に自衛隊の存在について  
の事項を加憲することの意味に関する質問  
主意書

日本国憲法第九条の改正議論について、自民党  
の安倍総裁の、平成二十九年五月三日に開催され  
た第十九回公開憲法フォーラムへのメッセージや  
同日に報じられた読売新聞のインタビューの内容  
が一石を投じている。安倍晋三氏は、「少なくとも  
も私たちの世代のうちに、自衛隊の存在を憲法上  
にしっかりと位置付け、「自衛隊が違憲かもしれ  
ない」などの議論が生まれる余地をなくすべきで  
あると考えます」と表明している。このように日  
本国憲法第九条の現行の規定を維持しつつ、新た  
に同条第三項を加憲することは一つの見識ではあ  
るものの、その意味が判然としない。

このような事実を踏まえ、現在の政府の憲法解  
釈を確認したいので、以下質問する。

一 自衛隊に関する政府の定義を示されたい。  
二 現行の日本国憲法第九条の条文を維持したま  
ま、同条に自衛隊の存在を明示することのみ  
の条文を加えた場合、同条第一項及び第二項で規  
定されることの政府の自衛隊に関する解釈は  
変更されず、維持されるという理解でよいか。

三 「防衛法制における『ポジリスト』」「ネガリス  
ト」に関する質問主意書に対する答弁書(内閣  
参質一八六第一〇五号)では、「自衛隊法は、自  
衛隊の行動及び権限を個別に規定しており、い  
わゆる『ポジティブリスト』である」、「任務的  
確な遂行に必要な自衛隊の行動及び権限が明確  
な形で規定されていることが重要である」と示  
されているが、日本国憲法第九条第一項及び第

二項が変更されず、維持されている限り、この  
政府の見解は変わらないという理解でよいか。

四 現行の日本国憲法第九条の条文を維持したま  
ま、同条に自衛隊の存在を明示する条文を加え  
た場合でも、「任務的的確な遂行に必要な自衛  
隊の行動及び権限が明確な形で規定されてい  
ることが重要である」、すなわち立法化に拠らな  
い限り、自衛隊が新たな任務や権限を持ち得な  
いという理解でよいか。

五 平成十五年五月十六日の衆議院安全保障委員  
会で石破防衛庁長官は、「私どもの自衛隊法の  
書き方というのはポジリストになっておりま  
すから、あれもできる、これもできるという、で  
きるものが列挙してある。しかし、基本的に軍  
隊の法制というのはネガリストであって、や  
ってはいけないことが書いてあって、それ以外  
はやっていい」と答弁しているが、この政府の  
見解は現時点でも変更はないという理解でよ  
いか。

六 現在の「任務的的確な遂行に必要な自衛隊の  
行動及び権限」に関する法令は、ポジリスト形  
式であるという理解でよいか。  
七 五及び六に関連して、現行の日本国憲法第  
九条の条文を維持したまま、同条に自衛隊の存  
在を明示する条文を加えた場合でも、自衛隊の運  
用等に関する法令はポジリスト形式であり、実  
際の自衛隊の運用や自衛権に関する見解に變更  
が生じるわけではないという理解でよいか。

内閣参質一九三第三〇八号  
平成二十九年五月二十三日  
衆議院議長 大島 理森殿  
衆議院議員逢坂誠二君提出日本国憲法第九条に  
自衛隊の存在についての事項を加憲することの  
意味に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す  
る。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出日本国憲法第九  
条に自衛隊の存在についての事項を加憲す  
ることの意味に関する質問に対する答弁書  
一について

個別的自衛権及び集団的自衛権は国際法上の  
概念であるところ、国際連合憲章(昭和三十  
一年条約第二十六号)第五十一条は、「この憲章の  
いかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力  
攻撃が発生した場合に、安全保障理事会が国  
際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるま  
での間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を  
害するものではない」と規定しており、ここに  
いう個別的自衛権とは、一般に、自国に対する  
武力攻撃を実力をもって阻止することが正当化  
される権利をいい、集団的自衛権とは、一般  
に、自国と密接な関係にある外国に対する武力  
攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもか  
かわらず、実力をもって阻止することが正当化さ  
れる権利をいふと解されている。我が国が国際  
法上、個別的自衛権及び集団的自衛権を有して  
いることは、主権国家である以上は当然であ  
る。

他方、憲法上、我が国の自衛権についての明  
文の規定はなく、憲法第九条の文言は、我が国  
として国際関係において「武力の行使を行うこ  
とを一切禁止しているように見えるが、憲法前文  
で確認している日本国民の平和的生存権や憲法  
第十三条が生命、自由及び幸福追求に対する国  
民の権利を国政上尊重すべきこととして、自  
国の平和と安全を維持し、その存立を全う  
するために必要な自衛の措置を採ることを禁  
じている」と到底解されない。同条の下におい  
ても、「武力の行使」の三要件、すなわち、①我が  
国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が  
国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が

発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、  
国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底か  
ら覆される明白な危険があること、②これを排  
除し、我が国の存立を全うし、国民を守るため  
に他に適当な手段がないこと、③必要最小限度  
の実力行使にとどまるべきこと、という三要件  
に該当する場合の自衛の措置としての「武力の  
行使」は許容されると解している。

二から四まで及び七について  
お尋ねは、憲法改正を前提とするものである  
と考えられるところ、憲法改正については、国  
会が発議し、国民投票により決せられるもので  
あること等を踏まえ、お答えすることは差し控  
えたい。

五及び六について  
自衛隊の行動及び権限に係る法令の規定ぶり  
に関し、いわゆる「ポジティブリスト」及び「ネ  
ガティブリスト」についての確立した定義があ  
るとは承知していないが、自衛隊法(昭和二十  
九年法律第六十五号)は、自衛隊の行動及び  
権限を個別に規定していることから、いわゆる  
「ポジティブリスト」であると認識している。

平成二十九年五月十五日提出  
質問 第三〇九号

中国が進めるシルクロード経済圏構想「一  
路」への日本政府の対応に関する質問主  
意書

提出者 逢坂 誠二

中国が進めるシルクロード経済圏構想「一  
路」への日本政府の対応に関する質問  
主意書

五月十四日、中国が進めるシルクロード経済圏  
構想「二帯一路」の国際会議が北京で開幕した。中  
国の習近平国家主席は、平和や自由貿易の推進に  
向けて、「二帯一路」構想に関連して千二百四十億

ドルを投じることを表明した。この国際会議には、二十九カ国の首脳のほか、国連や国際通貨基金、世界銀行など国際機関の代表が出席している。習主席は開幕にあたり、「開かれた協力の基盤を構築し、開かれた世界経済を維持・拡大する必要がある」と訴え、「公正かつ合理的で透明性の高い世界貿易および投資」の枠組み作りを促すような環境を作り出さなければならないと演説した。

この中国の主導する「二帯一路」構想に関して、日本政府がどのように対応するかを確認したいので、以下質問する。

一 政府は、「二帯一路」構想をどのようなものであると認識しているのか。見解を示されたい。  
二 中国から日本政府に対して、この構想への参加、あるいは当該国際会議への招待の呼びかけはあるか。政府の見解を示されたい。

三 中国からの働きかけの有無にかかわらず、この「二帯一路」構想に、今後、政府はどのように対応するべきかと考えているのか。見解を示されたい。

四 岸田外務大臣は、五月十二日の記者会見で、「政府からはですね、松村経産副大臣が二階幹事長に同行してフォーラムに出席すると承知をしております。そして政府としての見方、方針ですが、「二帯一路」構想が、地域の持続的な発展に貢献する上で重要な観点等について、是非、参加者間で有意義な議論が行われることを期待したい」と述べている。岸田外務大臣の発言によれば、自民党の二階幹事長が主たる参加者で、政府からの経済産業副大臣の参加は同行という位置づけであると思われるが、政府には閣僚クラスの出席要請はなかったのか。

五 日本はかつてのシルクロードの極東の終点でもあり、このような経済圏について議論する国際会議への参加は重要なものと考えられる。北京で行われている「二帯一路」の国際会議へ政府からは副大臣級を派遣し、担当閣僚を派遣しなかつた理由は何か。政府の見解を示されたい。

六 インド政府は、この「二帯一路」がインドとパキスタンが領有権を争うカシミール地方も通過する。五月月上旬、横浜で開かれたアジア開発銀行の第五十回年次総会に出席するために訪日していたインドのジャイトリー財務相は、「主権問題があるため、大きな不安を抱えている」と表明している。日本政府から閣僚級が出席しないのは、このような国際関係が影響していることも理由の一つか。政府の見解を示されたい。

内閣衆質一九三第三〇九号  
平成二十九年五月二十三日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿  
衆議院議員逢坂誠二君提出中国が進めるシルクロード経済圏構想「二帯一路」への日本政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員逢坂誠二君提出中国が進めるシルクロード経済圏構想「二帯一路」への日本政府の対応に関する質問に対する答弁書  
一 及び三について  
お尋ねの「二帯一路」構想については、地域の持続的な発展に資するものとなるか否かを含め、今後同構想がどのように具体化されていくかを注視していく考えである。

二 及び四について  
外交上の個別のやり取りの詳細については明らかにすることは、相手国との関係もあり差し控えるが、御指摘の国際会議については、中国政府から世耕経済産業大臣に対して出席要請があった。

五 及び六について  
御指摘の国際会議については、諸般の事情を

総合的に考慮し、松村経済産業副大臣が出席することとした。

平成二十九年五月十五日提出  
質問 第三一〇号  
医療、介護、保育、教育など、継続性が求められる業種における事業破たんに関する質問  
提出者 中根 康浩

医療、介護、保育、教育など、継続性が求められる業種における事業破たんに関する質問  
質問主意書

学校法人森友学園が、大阪市の条例による保育士不足により同市より事業停止命令が出される状況になっている。子どもの命を預かる保育所において、市の条例に基づく配置基準が満たされないのは容認できるものでないのは当然である。

他方、事業が停止される場合、現在在籍する園児の転園等が重要な問題となる。

このようにサービスマスター産業の中には、医療、介護、保育、教育など、公共性が高く、サービスマスターの、高い継続性が求められる業種が多い。

公共性の高い分野では、サービスマスター提供者の倒産による突然のサービスマスター喪失が生じた場合の社会的悪影響を考慮せざるを得ず、これが低質な業者の、すみやかな退出の阻害要因になっているともいえる。

この点について、以下の質問をする。

一 医療、介護、保育、教育など、公共性が高く、サービスマスター提供の継続性が重視される業種における新陳代謝をどのように考えるか、政府の見解を示されたい。

二 公共性が高く、継続性が重視される医療、介護、保育、教育などの業種の事業者が破たんした際、一定期間のサービスマスターを継続的に提供するために、預金保険機構のような橋渡しの仕組み

が必要であると考えられるが、政府の見解を示されたい。  
右質問する。

内閣衆質一九三第三一〇号  
平成二十九年五月二十三日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿  
衆議院議員中根康浩君提出医療、介護、保育、教育など、継続性が求められる業種における事業破たんに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員中根康浩君提出医療、介護、保育、教育など、継続性が求められる業種における事業破たんに関する質問に対する答弁書

一 について  
お尋ねの「公共性が高く、サービスマスター提供の継続性が重視される業種」及び「新陳代謝」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

二 について  
お尋ねの「公共性が高く、継続性が重視される医療、介護、保育、教育などの業種」、「一定期間」及び「預金保険機構のような橋渡し」の意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、保育については、保育を必要とすることの認定を受けた子どもの保育所等の利用に当たり、保育の実施義務を有する市町村(特別区を含む。以下同じ)が当該利用について調整を行うこととされており、政府としては、各市町村において、お尋ねの「事業者が破たんした際も含め、必要な保育の提供について、個別の事案に応じて適切に対応されているもの」と承知している。



平成二十九年五月十五日提出  
質問 第三一一一 号

沖繩県議会の要請に対する沖繩担当特命全権大使の発言と対応等に関する第三回質問主意書

提出者 仲里 利信

沖繩県議会の要請に対する沖繩担当特命全権大使の発言と対応等に関する第三回質問主意書

沖繩県議会の要請に対する沖繩担当特命全権大使の発言と対応等については、平成二十九年四月四日付第一九七号で質問を、また平成二十九年四月二十日付第二四四号で再質問をそれぞれ行い、四月十四日付及び四月二十八日付でそれぞれ答弁を得たところである。

その際、本職は当初の質問として、川田司沖繩担当特命全権大使が言う「沖繩経済の四兆円の経済所得の二兆円は本土からの移転経費」の根拠を問ひ質したところ、政府は沖繩県知事公室発行の「沖繩の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)」の中の「県外受取である」と答弁した。

この答弁に対して、本職は再質問で、同資料の「県外受取」は沖繩県企画部発行の「平成二十五年県民経済計算」中の「県外受取の推移」を転記していたものであり、しかもこの「県外受取」の中には、「国庫からの資本移転(国庫支出金等)」や「県外からのその他の経常移転(国庫からの経常移転等)」以外の、県内で発生(生産)した経費であつて本土からの移転経費ではない経費が含まれていることから、川田大使の発言は明らかな誤りであると指摘したところであるが、政府は誤りを認めず「当初の答弁通りである」と強弁する有様である。

さらに、本職が「三千億円の数字の誤りは看過することはできない」と指摘したところ、「当初の答弁通りである」との木で鼻をくくるような答弁であつた。

よつて、以下改めてお尋ねする。

一本職は、政府が対外的な説明や発言を行う場合に、その根拠となる統計資料や事実関係については事前に十分調査・分析・検討した上で用いているものと承知しているが、政府の認識もその通りであるか、明らかにされたい。

二 川田大使及び政府は「二兆円の本土からの移転経費の根拠」として、沖繩県知事公室が発行した「沖繩の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)」中の平成二十五年年度の「県外受取」を挙げている。そうであるならば、本職は、川田大使及び政府が、「県外受取」の根拠資料は何を基にして算出されているのか、そして「県外受取」を構成する要件(項目)は何であり、それらの要件(項目)はどのような取引を表したものであるのか、などを事前に十分調査・分析・検討した上で用いているものと承知しているが、政府の認識もその通りであるか、明らかにされたい。

三 本職は、「沖繩の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)」中の平成二十五年年度の「県外受取」の根拠資料は、沖繩県企画部発行の「平成二十五年県民経済計算」中の「県外受取の推移」であると承知しているが、政府の認識もその通りであるか、明らかにされたい。

四 質問三に関連して、沖繩県企画部は、同部発行の「県民経済計算」中の「県外受取の推移」を構成する要件(項目)の説明として、まず大項目が二つあり、そのうちの二つである「経常取引(受)総額」は、(一)「移出(FI S I M 除く)」、(二)「県内↓県外」(内訳は①石油製品、②米軍等への財・サービスの提供、③米軍基地内工事、④観光収入、⑤残差の四つから成る)、(三)「FI S I M (県内銀行の剰余金等)の移出入(純)」、(四)「県外からの所得(純)」(内訳は①米軍基地からの要素所得(軍雇用者所得、軍用地料(自衛隊分を除く)、その他)、②残差の二つから成る)及び(四)「県外からのその他の経常移転」(内訳は①県外から財政への経常移転経費、②県外

からその他の経常移転経費の二つから成る)と、いう四つの中項目から構成されているとして、次に、もう一つの大項目である「資本取引」は、(一)「国庫からの資本移転」と(二)「その他」という二つの中項目から構成されているとしている。

本職が同資料を取り寄せ、つぶさに点検・確認したところ、このような内容であることを確認したところであるが、政府の認識もその通りであるか、明らかにされたい。

五 質問四に関連して、沖繩県企画部は、「経常取引(受)総額」を構成する四つの中項目のうち、(一)「移出(FI S I M 除く)」、(二)「県内↓県外」、(三)「FI S I M (県内銀行の剰余金等)の移出入(純)」、(四)「県外からの所得(純)」の三つは、「本土からの移転経費」ではなく、純粹に県内で生産・発生した経費であるとしており、本職も同様な考えであるが、政府の認識もその通りであるか、明らかにされたい。

六 質問四及び五に関連して、本職は、川田大使がその発言の根拠とした「県外受取」は正しく「県外受取の推移」であり、そしてこの「県外受取の推移」の中には川田大使が言う「本土からの移転経費」を意味する「資本取引」及び「県外からのその他の経常移転」が含まれてはいるが、それ以外の経費として「本土からの移転経費」ではなく、純粹に県内で発生した「軍用地料や軍従業員の給与、観光収入、県内での石油製品等」の経費も含まれているものと考えるが、政府の認識もその通りであるか、明らかにされたい。

七 質問四、五六に関連して、よつて本職は、川田大使が言う「二兆円の本土からの移転経費」は明らかな誤りであると考え、政府の認識もその通りであるか、明らかにされたい。

八 本職は、我が国を代表して対外的に交渉や説明を行う大使の資質として、文化や歴史、経

済、産業等に関する基礎的な数値や内容を把握しておくことは、必要最低限の条件であると考え、政府の認識もその通りであるか、明らかにされたい。

九 本職の再三の指摘と質問にもかかわらず、政府は頑なに川田大使の言う「二兆円は本土からの移転経費」の誤りを認めようとしなない。このような姿勢と対応は単に体面を保とうとする虚勢だけではなく、「沖繩に基地があるが故に政府はひたすら巨額の財政投資を行つてい」ことを機会ある度に「流布したい」との意図と姿勢が透けて見えるところであるが、政府の認識と見解を答えられたい。

十 質問九に関連して、「間違つていたと認めることは、何ら恥ではない。それは言い換えれば、今日は昨日よりも賢くなったということなのだから」というイギリスの詩人の言葉を参考に、政府と川田大使は速やかに発言の誤りを認め、訂正すべきである」と本職は考えるが、政府の認識と見解を答えられたい。

内閣衆質一九三第三一一号  
平成二十九年五月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出沖繩県議会の要請に対する沖繩担当特命全権大使の発言と対応等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出沖繩県議会の要請に対する沖繩担当特命全権大使の発言と対応等に関する第三回質問に対する答弁書一及び八について

一般論として申し上げれば、政府が御指摘の「根拠となる統計資料や事実関係」について状況

に依りて必要な検討を行うこと、また、政府の職員が御指摘の「文化や歴史、経済、産業等」について必要な知見を得た上で業務を適切に遂行することは当然である。

二、七、九及び十について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、お尋ねの川田沖繩担当大使の発言については、先の答弁書(平成二十九年四月十四日内閣衆質一九三第一九七号)四から六までについてお答えしたとおりである。

三から六までについて  
お尋ねは、沖縄県が作成した資料の内容に関するものであり、政府としてお答えする立場がない。

平成二十九年五月十五日提出  
質問 第三一 二 号

羽田新飛行ルートの住民説明会における写真撮影に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

羽田新飛行ルートの住民説明会における写真撮影に関する質問主意書

国土交通省は羽田空港の国際線増便を目指して、都心上空を通過する飛行ルートに変更すべく、関係各所で住民に対する説明会を行ってまい

五月十日にも和光市で羽田新飛行ルートの説明会が実施されましたが、説明会参加者によると、国土交通省の職員が説明をしている時に、別の職員が正面から参加者にカメラを向けて、何の断りもなく写真撮影を始めたということです。参加者からの抗議を受けて、その場では謝罪し、その後の撮影は行われなかったようですが、この事実を踏まえて、以下、質問します。

一 このように参加者に断りもなく写真撮影を行う行為は不適切だと考えますが、政府の見解を伺います。

二 参加者の顔が写るような正面から写真撮影をした理由、目的は何ですか。

三 実際に顔が写っていないかと思え、参加者は顔を控えてしまいかねないと思えますが如何ですか。

四 それとも、参加者に萎縮させる意図を持って、写真撮影を行ったのですか。

五 過去の説明会でも同様のことを行っていたのですか。

六 今後、羽田新飛行ルートの説明会に限らず、道路建設、ダム建設など公共事業に係る行う住民説明会で、参加者の断りもなく写真撮影を行うことはやめるべきと考えますが、政府の見解を伺います。

内閣衆質一九三第三二二号

平成二十九年五月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出羽田新飛行ルートの住民説明会における写真撮影に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員初鹿明博君提出羽田新飛行ルートの住民説明会における写真撮影に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

東京国際空港における新たな飛行経路案(以下「新経路案」といふ)について平成二十九年五月十日に埼玉県和光市で開催した住民説明会においては、当該説明会の実施状況についての説明資料の作成等のために写真撮影を行ったところであり、御指摘のとおり「参加者に断り」はしなかったが、参加者のプライバシーに配慮し、正面からは撮影しないように行ったところであ

り、当該写真撮影について、不適切であったとは考えておらず、「萎縮して発言を控えてしまいかねない」との御指摘は当たらず、また、御指摘の「参加者に萎縮させる意図」はなかった。

五について

お尋ねの「同様のこと」の意味するところが必ずしも明らかでないが、新経路案についての過去の住民説明会において、参加者のプライバシーに配慮しながら、写真撮影を行ってきたところである。

六について

御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行ってまいりたい。

医療法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十九年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

医療法等の一部を改正する法律  
(医療法の一部改正)  
第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の四」を「第六条の四の二」に改める。  
第五条第一項中「」については「」の下に、「第六

条の四の二」を加える。  
第六条の三第三項中「事項を」の下に「電磁的

方法(を)、「利用する方法」の下にをいう。次  
条第二項及び第六条の四の二第二項において同  
じ。を加える。  
第六条の四第二項中「電子情報処理組織を使

方法」を「電磁的方法」に改め、第二章第一節中  
同条の次に次の一条を加える。

第六条の四の二 助産所の管理者(出張のみに  
よつてその業務に従事する助産師にあつては  
当該助産師。次項において同じ)は、妊婦又は

産婦(以下この条及び第十九条第二項にお  
いて「妊婦等」といふ)の助産を行うことを約  
したときは、厚生労働省令で定めるところに  
より、当該妊婦等の助産を担当する助産師に

より、次に掲げる事項を記載した書面の当該  
妊婦等又はその家族への交付及びその適切な  
説明が行われるようにしなければならない。

一 妊婦等の氏名及び生年月日  
二 当該妊婦等の助産を担当する助産師の氏

名  
三 当該妊婦等の助産及び保健指導に関する

方針  
四 当該助産所の名称、住所及び連絡先

五 当該妊婦等の異常に対応する病院又は診  
療所の名称、住所及び連絡先

六 その他厚生労働省令で定める事項

2 助産所の管理者は、妊婦等又はその家族の  
承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、厚  
生労働省令で定めるところにより、当該書面  
に記載すべき事項を電磁的方法であつて厚生  
労働省令で定めるものにより提供することが  
できる。

第六条の五第一項第十号中「前条第三項」を  
「第六条の四第三項」に改める。

第六条の七第一項第七号中「第十九条」を「第  
十九条第一項」に改める。

第十九条次に次の一項を加える。

2 出張のみによつてその業務に従事する助産  
師は、妊婦等の助産を行うことを約するとき  
は、厚生労働省令で定めるところにより、当  
該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所を  
定めなければならない。

第八十九条第一号中「第十九条」を「第十九条  
第一項若しくは第二項」に改める。

第二条 医療法の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中第八号を第九号とし、第  
四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三  
号の次に次の一号を加える。

四 医療の高度の安全を確保する能力を有す  
ること。

第六条の五を次のように改める。

第六条の五 何人も、医業若しくは歯科医業又  
は病院若しくは診療所に関して、文書その他  
いかなる方法によるを問わず、広告その他の  
医療を受ける者を誘引するための手段として  
の表示(以下この節において単に「広告」とい  
う。)をする場合には、虚偽の広告をしてはな  
らない。

2 前項に規定する場合には、医療を受ける者  
による医療に関する適切な選択を阻害するこ  
とがないよう、広告の内容及び方法が、次に  
掲げる基準に適合するものでなければならな  
い。

一 他の病院又は診療所と比較して優良であ  
る旨の広告をしないこと。

二 誇大な広告をしないこと。

三 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の  
広告をしないこと。

四 その他医療に関する適切な選択に関し必  
要な基準として厚生労働省令で定める基準

3 第一項に規定する場合において、次に掲げ  
る事項以外の広告がされても医療を受ける者  
による医療に関する適切な選択が阻害される  
おそれが少ない場合として厚生労働省令で定  
める場合を除いては、次に掲げる事項以外の  
広告をしてはならない。

一 医師又は歯科医師である旨

二 診療科名

三 当該病院又は診療所の名称、電話番号及

び所在の場所を表示する事項並びに当該病  
院又は診療所の管理者の氏名

四 診療日若しくは診療時間又は予約による  
診療の実施の有無

五 法令の規定に基づき一定の医療を担うも  
のとして指定を受けた病院若しくは診療所  
又は医師若しくは歯科医師である場合に  
は、その旨

六 地域医療連携推進法人(第七十条の五第  
一項に規定する地域医療連携推進法人をい  
う。第三十条の四第十項において同じ。)の  
参加病院等(第七十条の二第二項第二号に  
規定する参加病院等をいう。)である場合に  
は、その旨

七 入院設備の有無、第七条第二項に規定す  
る病床の種類ごとの数、医師、歯科医師、  
薬剤師、看護師その他の従業者の員数その  
他の当該病院又は診療所における施設、設  
備又は従業者に関する事項

八 当該病院又は診療所において診療に従事  
する医療従事者の氏名、年齢、性別、役  
職、略歴その他の当該医療従事者に関する  
事項であつて医療を受ける者による医療に  
関する適切な選択に資するものとして厚生  
労働大臣が定めるもの

九 患者又はその家族からの医療に関する相  
談に応ずるための措置、医療の安全を確保  
するための措置、個人情報保護の適正な取扱い  
を確保するための措置その他の当該病院又  
は診療所の管理又は運営に関する事項

十 紹介をすることができる他の病院若しく  
は診療所又はその他の保健医療サービス若  
しくは福祉サービスを提供する者の名称、  
これらの者と当該病院又は診療所との間に  
おける施設、設備又は器具の共同利用の状  
況その他の当該病院又は診療所と保健医療  
サービス又は福祉サービスを提供する者と

の連携に関する事項

十一 診療録その他の診療に関する諸記録に  
係る情報の提供、第六条の四第三項に規定  
する書面の交付その他の当該病院又は診療  
所における医療に関する情報の提供に関す  
る事項

十二 当該病院又は診療所において提供され  
る医療の内容に関する事項(検査、手術そ  
の他の治療の方法については、医療を受け  
る者による医療に関する適切な選択に資す  
るものとして厚生労働大臣が定めるものに  
限る。)

十三 当該病院又は診療所における患者の平  
均的な入院日数、平均的な外来患者又は入  
院患者の数その他の医療の提供の結果に関  
する事項であつて医療を受ける者による医  
療に関する適切な選択に資するものとして  
厚生労働大臣が定めるもの

十四 その他前各号に掲げる事項に準ずるも  
のとして厚生労働大臣が定める事項

4 厚生労働大臣は、第二項第四号若しくは前  
項の厚生労働省令の制定若しくは改廃の立案  
又は同項第八号若しくは第十二号から第十  
四号までに掲げる事項の作成をしようとし  
るときは、医療に関する専門的科学的知見に  
基づいて立案又は作成をするため、診療に関  
する学識経験者の団体の意見を聴かなければ  
ならない。

第六條の六第一項中「前條第一項第二号」を  
「前條第三項第二号」に改め、同條第四項中「を  
広告する」を「について広告をする」に、「氏名  
を」を「氏名について」に、「広告しなければ」を  
「広告をしなければ」に改める。

第六條の七を次のように改める。

第六條の七 何人も、助産師の業務又は助産所  
に関して、文書その他いかなる方法によるを  
問わず、広告をする場合には、虚偽の広告を

してはならない。

2 前項に規定する場合には、医療を受ける者  
による医療に関する適切な選択を阻害するこ  
とがないよう、広告の内容及び方法が、次に  
掲げる基準に適合するものでなければならな  
い。

一 他の助産所と比較して優良である旨の広  
告をしないこと。

二 誇大な広告をしないこと。

三 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の  
広告をしないこと。

四 その他医療に関する適切な選択に関し必  
要な基準として厚生労働省令で定める基準

を確保するための措置その他の当該助産所の管理又は運営に関する事項

七 第十九条第一項に規定する嘱託する医師の氏名又は病院若しくは診療所の名称その他の当該助産所の業務に係る連携に関する事項

八 助産録に係る情報の提供その他の当該助産所における医療に関する情報の提供に関する事項

九 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

第六条の八第一項中「第三項若しくは第四項」を「から第三項まで」に、「前条各項」を「前条」に、「行つた」を「した」に改め、同条第二項中「第六条の五第一項若しくは第四項」を「第六條の五第二項若しくは第三項」に、「前条第一項」を「前条第二項」に、「行つた」を「した」に改める。

第七條第一項中「第二十四条」の下に、「第二十四條の二」を加える。

第十條の二 特定機能病院の開設者は、前條の規定により管理させる場合は、厚生労働省令で定めるところにより、第十六條の三第一項各号に掲げる事項の実施その他の特定機能病院の管理及び運営に関する業務の遂行に關し必要な能力及び経験を有する者を管理者として選任しなければならない。

2 前項の規定による特定機能病院の管理者の選任は、厚生労働省令で定めるところにより、特定機能病院の開設者と厚生労働省令で定める特別の関係がある者以外の者を構成員に含む管理者となる者を選考するための合議体を設置し、その審査の結果を踏まえて行わなければならない。

第十五條第一項中「その病院」を「この法律に定める管理者の責務を果たせるよう、当該病

院に、「その業務遂行に欠けるところのないよう」を「その他当該病院又は診療所の管理及び運営につき、」に改め、同条第二項中「管理者は、」の下に「この法律に定める管理者の責務を果たせるよう、当該を加え、」その業務遂行に遺憾のないよう」を「その他当該助産所の管理及び運営につき、」に改める。

第十五條の二中「管理者は」の下に、「前項に定めるもののほか」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

病院、診療所又は助産所の管理者は、検体検査の業務を委託しようとするときは、次に掲げる者に委託しなければならない。

一 臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の登録を受けた衛生検査所の開設者

二 病院又は診療所その他厚生労働省令で定める場所において検体検査の業務を行う者であつて、その者が検体検査の業務を行う施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項が検体検査の業務の適正な実施に必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの

第十五條の二を第十五條の三とし、第十五條の次に次の一項を加える。

第十五條の二 病院、診療所又は助産所の管理者は、当該病院、診療所又は助産所において、臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二条に規定する検体検査(以下この条及び次条第一項において「検体検査」という。)の業務を行う場合は、検体検査の業務を行う施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項を検体検査の業務の適正な実施に必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合せなければならない。

第十六條の三第一項中第七号を第八号とし、

第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 医療の高度の安全を確保すること。第十六條の三第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定機能病院の管理者は、特定機能病院の管理及び運営に関する事項のうち重要なものとして厚生労働省令で定めるものを行う場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該管理者並びに当該特定機能病院に勤務する医師、歯科医師、薬剤師及び看護師その他の者をもつて構成する合議体の決議に基づいて行わなければならない。

第十八條中「開設者」を「その開設者」に改める。

第十九條の次に次の一項を加える。

第十九條の二 特定機能病院の開設者は、当該特定機能病院の管理者による当該特定機能病院の管理及び運営に関する業務が適切に遂行されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特定機能病院の管理及び運営について当該管理者が有する権限を明らかにすること。

二 医療の安全の確保に関する監査委員会を設置すること。

三 当該管理者の業務の執行が法令に適合することを確保するための体制、当該開設者による当該特定機能病院の業務の監督に係る体制その他の当該特定機能病院の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整備すること。

四 その他当該管理者による当該特定機能病院の管理及び運営に関する業務の適切な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置

第二十四條の次に次の一項を加える。

第二十四條の二 都道府県知事は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づき処分に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき(第二十三條の二又は前条第一項に規定する場合を除く。)は、この法律の施行に必要な限度において、当該病院、診療所又は助産所の開設者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の開設者が同項の規定による命令に従わないときは、都道府県知事は、当該開設者に対し、期間を定めて、その開設する病院、診療所又は助産所の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第二十五條第二項中「ときは」の下に、「この法律の施行に必要な限度において」を加え、「又は助産所」を「若しくは助産所」に、「又は管理者」を「若しくは管理者」に、「命ずる」を「命じ、又は当該職員に、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者の事務所その他当該病院、診療所若しくは助産所の運営に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させる」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「から第三項まで」に改める。

第二十八條中「開設者」を「その開設者」に改める。

第二十九條第一項中「又は開設者」を「又はその開設者」に改め、同項第三号中「第二十四條第一項」の下に、「第二十四條の二第二項」を加え、同条第四項第二号中「第十二條の三第一項」を「第十條の二、第十二條の三第一項又は第十九條の二」に改め、同項第四号中「第十六條の三第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三十條及び第七十四條第一項中「第二十四條第一項」の下に、「第二十四條の二」を加える。

第八十七条第一号中「第六條の五第三項」を「第六條の五第一項」に、「第六條の七第二項」を「第六條の七第一項」に改める。

第八十九條第一号中「第十二條まで」を「第十條、第十一條、第十二條」に改め、同條第二号中若しくは第三項を「第三項まで」に改める。

(臨床検査技師等に関する法律の一部改正)  
第三條 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二 衛生検査所(第二十条の三、第二十条の九)」を「第五章 衛生検査所(第二十条の三、第二十条の九)」に、「第五章」を「第七章」に改める。

第二條中「微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査」を「人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの(以下「検体検査」という。))」に改める。

第十五條第二号中「第二條に規定する検査」同條の厚生労働省令で定める生理学的検査を除く。第二十条の三において同じ。」を「検体検査」に、「政令の」を「政令で」に改める。

第五章を第七章とする。  
第二十条の三第一号中「人体から排出され、又は採取された検体について第二條に規定する検査」を「検体検査」に改め、「診療所」の下に「助産所を加え、「厚生労働省令の」を「厚生労働省令で」に改め、同條第二号中「管理組織」の下に「検体検査の精度の確保の方法」を加え、「第二條に規定する検査の業務(以下「検査業務」という。))」を「検体検査の業務」に改め、同條第三号中「検査業務」を「検体検査の業務」に改める。

第二十条の四第三項中「管理組織」の下に「検体検査の精度の確保の方法を加え、同條第四項中「検査業務」を「検体検査の業務」に改める。

第二十条の六中「検査業務」を「検体検査の業務」に、「又は管理組織を」「管理組織又は検体検査の精度の確保の方法」に改める。

第二十条の七中「管理組織」の下に「検体検査の精度の確保の方法」を加える。  
第四章の二を第五章とし、同章の次に次の一章を加える。

第六章 雑則

(経過措置)  
第二十条の十 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第四條 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十條の三第四項に次の一号を加える。  
四 当該申請に係る経過措置医療法人が、その運営に関し、社員、理事、監事、使用人その他の当該経過措置医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであることその他の厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

附則第十條の三第五項中「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日」を「平

成三十二年九月三十日」に改める。

附則第十條の六中「なった」の下に「日から六年を経過した」を加える。  
附則第十條の七中「達成の下に」及び「移行後の新医療法人の運営の安定」を加える。  
附則第十條の八中「実施状況の下に」及び「当該認定医療法人の運営の状況」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第四條中良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(附則第七條及び第八條において「平成十八年改正法」という。附則第十條の三第五項の改正規定並びに附則第三條、第九條及び第十三條の規定)公布の日

二 第一條及び第四條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第七條、第八條及び第十二條の規定 平成二十九年十月一日  
三 第二條中医療法第十五條の二の改正規定及び同條を同法第十五條の三とし、同法第十五條の次に一條を加える改正規定並びに第三條の規定並びに附則第六條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(医療法の一部改正に伴う経過措置)  
第二條 第一條の規定による改正後の医療法(以下この条において「第二号新医療法」という。第六條の四の二の規定は、前條第二号に掲げる規定の施行の日(附則第七條第一項及び第八條第一項において「第二号施行日」という。))以後に、第二号新医療法第六條の四の二第一項に規定する助産所の管理者が助産を行うことを約した場

合について適用する。  
第三條 第二條の規定による改正後の医療法(以下「新医療法」という。))第六條の五第二項第四号若しくは第三項の厚生労働省令の制定の立案又は同項第八号若しくは第十二号から第十四号までに掲げる事項の作成については、厚生労働大臣は、この法律の施行の日(次条第二項及び附則第五條において「施行日」という。))前においても診療に関する学識経験者の団体の意見を聴くことができる。

第四條 この法律の施行の際現に第二條の規定による改正前の医療法(次項及び附則第六條第二項において「旧医療法」という。))第六條の六第一項の規定によりなされている許可は、新医療法第六條の六第一項の許可とみなす。  
2 施行日前にされた旧医療法第六條の八第二項の規定による広告の中止又はその内容の是正の命令(当該中止又は是正の期限が施行日以後に到来するものに限る。))は、新医療法第六條の八第二項の規定による同項に規定する広告の中止又はその内容の是正の命令とみなす。

第五條 新医療法第十條の二の規定は、医療法第四條の二第一項に規定する特定機能病院の開設者が、施行日以後に、当該特定機能病院の管理者を選任する場合について適用する。  
第六條 新医療法第十五條の二の規定は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日(次項において「第三号施行日」という。))以後に行う新医療法第十五條の二に規定する検体検査(同項において「新検体検査」という。))の業務について適用する。

2 新医療法第十五條の三第一項の規定は、第三号施行日以後に委託する新検体検査の業務について適用し、第三号施行日前に旧医療法第十五條の二の規定により委託された人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄

生虫学的検査又は生化学的検査の業務については、なお従前の例による。

(平成十八年改正法の一部改正に伴う経過措置)  
第七号 第二号施行日前認定医療法人(第二号施行日前認定(第二号施行日前にされた平成十八年改正法附則第十條の三第一項の認定をいう。以下この項並びに次条第一項及び第二項において同じ。))を受けた平成十八年改正法附則第十條の二に規定する経過措置医療法人をいう。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。))に係る第二号施行日前認定移行計画(第二号施行日前認定に係る移行計画(平成十八年改正法附則第十條の三第一項に規定する移行計画をいう。次条第三項において同じ。))をいう。同条第一項及び第二項において同じ。))の変更について第二号施行日以後に厚生労働大臣が平成十八年改正法附則第十條の四第一項の認定を行う場合における同条第五項の規定の適用については、同項中「前条第四項」とあるのは、「前条第四項(第四号を除く。)」とする。

2 第二号施行日前認定医療法人については、第四條の規定による改正後の平成十八年改正法(次条第一項及び第三項において「新平成十八年改正法」という。))附則第十條の六から第十條の八までの規定は適用せず、第四條の規定による改正前の平成十八年改正法附則第十條の六から第十條の八までの規定は、なおその効力を有する。

第八條 第二号施行日前認定医療法人であつて、第二号施行日前認定を受けた日から第二号施行日前認定移行計画に記載された平成十八年改正法附則第十條の三第二項第四号に掲げる移行の期限(以下この項において「移行期限」という。))までの間にあるものは、第二号施行日から当該移行期限までの間のいずれかの日において、同条第一項の認定を受けることができる。この場合における新平成十八年改正法附則第十條の三第四項の規定の適用については、同項第三号中

「第一項の認定の日」とあるのは、「医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)附則第七條第一項に規定する第二号施行日前認定を受けた日」とする。  
2 第二号施行日前認定医療法人が前項の規定による平成十八年改正法附則第十條の三第一項の認定(以下この項及び次項において「特例認定」という。))を受けたときは、当該第二号施行日前認定医療法人が受けた第二号施行日前認定(第二号施行日前認定移行計画に係る平成十八年改正法附則第十條の四第一項の認定を含む。))は、当該特例認定を受けた日から将来に向かってその効力を失う。  
3 特例認定に係る移行計画の変更について厚生労働大臣が平成十八年改正法附則第十條の四第一項の認定を行う場合における同条第五項において準用する新平成十八年改正法附則第十條の三第四項の規定の適用については、同項第三号中「第一項の認定の日」とあるのは、「医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)附則第七條第一項に規定する第二号施行日前認定を受けた日」とする。  
(検討)  
第九條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)  
第十條 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。  
第百條第五項中「同条第一項第一号」を「同条第三項第一号」に改め、同条第六項中「第六條の五第一項第六号」を「第六條の五第三項第七号」に改め、「、歯科医師」とあり、「」の下に「並びに」を加え、同条第七項の表第八十七條第一号の項

中「第六條の五第三項」を「第六條の五第一項」に改め、同表第八十九條第一号の項中「から第十二條まで」を削る。  
(構造改革特別区域法の一部改正)  
第十一條 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。  
第十八條第五項中「第六條の五第一項」を「第六條の五第三項」に、「を広告する」を「の広告(同法第六條の五第一項に規定する広告をいう。))をする」に改める。  
(罰則の適用に関する経過措置)  
第十二條 この法律(附則第一條第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)  
第十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

理由  
安全で適切な医療提供の確保を推進するため、検体検査の精度の確保、特定機能病院の管理及び運営に関する体制の強化、医療に関する広告規制の見直し、持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
一 議案の目的及び要旨  
本案は、安全で適切な医療提供の確保を推進するため、検体検査の精度の確保、特定機能病院の管理及び運営に関する体制の強化、医療に関する広告規制の見直し、持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 病院等の中で検体検査を行う場合の施設の構造設備等に関する基準の創設、衛生検査所等において行われる検体検査の精度の確保に関する基準の明確化の措置を講ずるほか、検体検査の分類は厚生労働省令で定めることを規定すること。  
2 特定機能病院の承認要件に医療の高度の安全を確保する能力を有することを追加するとともに、多職種で構成される合議体の決議に基づき管理運営の確保、管理者の選任方法の透明化、開設者による管理者の権限の明確化の義務付け等の措置を講ずるものとする。  
3 病院等のウェブサイト等についても虚偽の広告等をしてはならないものとする。この場合において、医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合を除いては、診療科名等の広告可能な事項以外の広告をしてはならないものとする。  
4 持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画について、計画の認定の要件等を見直すとともに、厚生労働大臣が認定を行うことができる期限を平成三十二年九月三十日まで延長すること。  
5 都道府県知事等が病院等の開設者の事務所等への立入検査等を行うことができるようにすること。  
6 助産所の管理者は、妊婦等の助産を行うことを約したときは、当該妊婦等の異常に対応する病院等の名称等について、担当の助産師により、当該妊婦等への書面の交付及び適切な説明が行われるようにしなければならないものとする。  
7 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。



二 議案の可決理由

安全で適切な医療提供の確保を推進するため、検体検査の精度の確保、特定機能病院の管理及び運営に関する体制の強化、医療に関する広告規制の見直し、持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長等の措置を講ずることは、時宜に適合するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十九年五月二十四日

厚生労働委員長 丹羽 秀樹

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、安全で適切な医療提供体制を確保するため、本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

一 検体検査の品質・精度管理の具体的な基準の策定に当たっては、医療従事者及び患者にとって信頼に足るものであるよう、拙速に行うことなく慎重に検討を重ね適切に設定すること。遺伝子検査ビジネスについては、医療に関する分野も多く、消費者の期待もあるため、実態把握に努め、対応を早急に検討するとともに、検体検査以外の臨床における検査の基準についても医療従事者及び患者にとって信頼に足るものであるよう、品質・精度管理について、学術団体等の作成するガイドライン等に対し、国としても必要があれば関与し、検討を加えること。

度管理についての基準を設けるよう努め、必要に応じてその結果を受けてのカウンセリングへのアクセスの確保を実現するよう体制を整えること。

三 遺伝子関連検査を含む検体検査及びその他の検査において得られた情報の管理に当たっては、医療機関内はもとより、衛生検査所等が必要措置が講じられるよう施策を講ずること。とりわけ、情報の管理を行う機関の廃業等の場合には情報の流出等を来さないようとりわけ注意を払うよう万全の措置を講ずること。

四 特定機能病院におけるガバナンスについては、開設者と管理者の独立性の確保のみならず、医療安全及び医療の質の確保に向けた管理者の権限が発揮される体制が構築されるよう検討するとともに、大学病院の診療と教育機能の関係性の課題についても検討を加えること。

五 高難度新規医療技術を評価するに当たっては、特定機能病院において制度制定及び運用状況のみならず、実施状況、安全性・有効性の評価状況について把握するとともに、特定機能病院以外における取組状況の把握に努めること。

六 改正法第十九条の二に定める事項について、特定機能病院以外の医療機関にも適用することについての適否を検討するとともに、実施する医療機関に対する支援措置を考慮すること。

七 特定機能病院の承認の取消しを受けた医療機関の再承認に当たっては、再発防止対策はもとより、ガバナンスの強化や、医療事故当事者の心情に十分配慮し真摯に向き合う相談体制の構築等の承認要件への対策の状況について十分に確認し、検討をすること。

八 医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会とりまとめにおいて広告可能事項を限定すると医療情報の提供促進に支障が生じるとされたことに鑑み、医療機関のホームページについて、広告可能事項の限定の解除要件を検討する

に当たっては、過度な規制とならないよう留意すること。

九 医療情報の提供を促進し患者の選択を支援する観点から、適正な情報発信が阻害されることのないよう十分な移行期間を確保するとともに、ホームページの適切事例及び不適切事例等を具体的に示すなどその支援を行いつつ、客観的事実に基づく比較や体験談等の扱いについて医療機関ホームページにおける広告規制の在り方について検討を加え必要な措置を講ずる一方、医療広告の禁止事項とその解釈の安易な拡大がなされないよう必要な措置を講ずること。

十 柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等のホームページを新たに規制強化する場合には、患者の選択に役立つ十分な情報提供ができるよう配慮すること。

十一 美容医療における痩身や美白や脱毛を始めとした全身美容術を業となす者と提携した悪質な事案の実態の把握に努め、必要な措置を講ずること。

十二 持分あり医療法人の持分なし医療法人への移行については、法人運営の適正性要件の設定に当たっては安易な要件とならないよう他の法人とのバランスを考慮しつつ設定するとともに、移行に係る課題の調査を引き続き進め、必要な措置の検討を行うこと。

十三 病院及び診療所等の開設者の経営の適正性を確保するため、医療法人以外の法人及び個人の経営状態を把握する方法の検討を行い、適正な医療が継続して提供できるよう必要な措置を講ずること。

十四 助産所と医療機関との連携については、助産所、医療機関双方の負担に十分配慮しつつ、適正に連携を図られるよう支援をするとともに、分娩方法に関する情報の把握に努め、妊産婦等への適切な情報提供について検討すること。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年四月五日

参議院議長 伊達 忠一

衆議院議長 大島 理森殿

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律

不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「第四章の二」特例事業者(第四十条の二)「第五章」不動産特定共同事業協会(第四十一条)「第六章」雑則(第四十二条)「第五十一条」第七節 罰則(第五十二条)「第五十九条」第八章 没収に関する手続の特例(第六十条)「第五十一条」第七節 罰則(第五十二条)「第五十九条」第八章 没収に関する手続の特例(第六十条)

第四十三条 第六節 登記(第四十一条)「第五章」第七節 監督(第五十一条)「第六章」第七節 適格特例投資家限定(第五十八条)「第八章」雑則(第六十条)「第七十一条」第七節 没収に関する手続の特例(第六十条)

第六十二条 第七節 没収に関する手続の特例(第六十条)「第七十一条」第七節 没収に関する手続の特例(第六十条)

第五十九条 第六十一条 第六十一条 第六十二条 第六十四条 第六十六条 第六十七条 第六十八条 第六十九条 第七十条 第七十一条 第七十二条 第七十三条 第七十四条 第七十五条 第七十六条 第七十七条 第七十八条 第七十九条 第八十条 第八十一条 第八十二条 第八十三条 第八十四条 第八十五条 第八十六条 第八十七条 第八十八条 第八十九条 第九十条 第九十一条 第九十二条 第九十三条 第九十四条 第九十五条 第九十六条 第九十七条 第九十八条 第九十九条 第一百条

第二条 第一項中「第八章」を「第十一章」に改め、同条第四項第二号中「掲げるもの」の下に「及び適格特例投資家限定事業者と適格特例投資家との間の不動産特定共同事業契約に係るもの」を加える。

同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「第四十条の第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 この法律において「適格特例投資家限定事業」とは、第四項第一号に掲げる行為で業として行うものであつて、適格特例投資家のみを相手方又は事業参加者とするものをいう。

11 この法律において「適格特例投資家限定事業者」とは、第五十九条第二項の規定による届出をした者をいう。

第二条第六項第一号中「不動産特定共同事業者」の下に、「小規模不動産特定共同事業者又は適格特例投資家限定事業者」を加え、同項第二号中「限る。」の下に「又は小規模不動産特定共同事業者（第六項第二号に掲げる行為に係る事業（以下「小規模第二号事業」という。）を行う者に限る。）」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる不動産について、宅地の造成又は建物の建築に関する工事その他主務省令で定める工事であつてその費用の額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして主務省令で定める金額を超えるものを行う場合にあつては、特例投資家のみを相手方又は事業参加者とするものであること。

第二条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。  
6 この法律において「小規模不動産特定共同事業」とは、次に掲げる行為で業として行うものをいう。

一 第四項第一号に掲げる行為であつて、当該行為に係る不動産特定共同事業契約（第三項第一号又は第二号に掲げる不動産特定共同事業契約に限る。次号において同じ。）に基づき事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして政令で定める金額を超えないもの

二 第四項第三号に掲げる行為であつて、当該行為に係る不動産特定共同事業契約に基づき事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして政令で定める金額を超えないもの

7 この法律において「小規模不動産特定共同事業者」とは、第四十一条第一項の登録を受けて小規模不動産特定共同事業を営む者をいう。

13 この法律において「特例投資家」とは、銀行、信託会社その他不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者として主務省令で定める者並びに資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社をいう。

14 この法律において「適格特例投資家」とは、特例投資家のうち、不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を特に有すると認められる者として主務省令で定める者をいう。

第五条第一項中「第六号」を「第六号」に改め、「掲げるもの」の下に「除き、第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）を行おうとする者以外の者にあつては第八号に掲げるものを除き、第三号事業を行おうとする者以外の者にあつては第九号に掲げるものを」を加え、同項第六号中「次条第八号及び第四十六条第一項」を「次条第十二号及び第六十七條第一項」に改め、同項第七号中「業務の種類」を「不動産特定共同事業の種類」に改め、同項第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

八 その行おうとする第一号事業が特例投資家のみを相手方又は事業参加者とするものであるか否かの別

九 その行おうとする第三号事業が特例投資家のみを事業参加者とする特例事業者のみの委託を受けて行うものであるか否かの別

十 電子取引業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるもの）により、勧誘の相手方に不動産特定共同事業契約の締結の申込みをさせる業務をいう。以下同じ。を行う場合にあつては、その旨

第五条第二項中「第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）を「第一号事業」に、「第四号」を「第四号」に改め、「掲げるもの」の下に「除き、特例投資家のみを相手方又は事業参加者として第一号事業を行おうとする者にあつては第一号事業に係る第四号に掲げるものを除き、特例投資家のみを事業参加者とする特例事業者のみの委託を受けて第三号事業を行おうとする者にあつては第三号事業に係る第四号に掲げるものを」を加える。

第六条第三号中「第六号」を「第十号」に改め、同条第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、同条第六号中「及び第三十五条第一項第六号」を「第三十五条第一項第六号、第四十四条第五号、第五十二条第一項第六号及び第六十一条第六項第六号」に改め、同号を同号とし、同号の次に次のように加える。

子 小規模不動産特定共同事業者が第五十三条の規定により第四十一条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日（前六十日以内）に当該小規模不動産特定共同事業者の役員であつた者が当該取消しの日から五年を経過しないもの

リ 小規模不動産特定共同事業者が第五十三条各号のいずれかに該当するとして第四十一条第一項の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日（前六十日以内）に当該取消しの日から五年を経過しないもの

ル 適格特例投資家限定事業者が第六十一条第八項の規定による適格特例投資家限定事業の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないこととの決定があつた日までの間に第十一条第一項第四号に該当する旨の届出をした場合において、当該通知があつた日（前六十日以内）に当該適格特例投資家限定事業者の役員であつた者が当該届出の日から五年を経過しないもの

た日から当該処分があつた日又は処分をしないこととの決定があつた日までの間に第四十八条第一項第四号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、当該通知があつた日（前六十日以内）に当該小規模不動産特定共同事業者の役員であつた者が当該届出の日から五年を経過しないもの

た日から当該処分があつた日又は処分をしないこととの決定があつた日までの間に第四十八条第一項第四号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、当該通知があつた日（前六十日以内）に当該小規模不動産特定共同事業者の役員であつた者が当該届出の日から五年を経過しないもの

又 適格特例投資家限定事業者が第六十一条第八項の規定により適格特例投資家限定事業の廃止を命ぜられた場合において、その廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日（前六十日以内）に当該適格特例投資家限定事業者の役員であつた者が当該処分の日から五年を経過しないもの

ル 適格特例投資家限定事業者が第六十一条第八項の規定による適格特例投資家限定事業の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないこととの決定があつた日までの間に第十一条第一項第四号に該当する旨の届出をした場合において、当該通知があつた日（前六十日以内）に当該適格特例投資家限定事業者の役員であつた者が当該届出の日から五年を経過しないもの

第六条中第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加える。  
五 第五十三条の規定により第四十一条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

六 第五十三条各号のいずれかに該当するとして第四十一条第一項の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないこととの決定があつた日までの間に第四十八条第一項第四号に該当する旨の同項の規

定による通知があつた日（前六十日以内）に当該適格特例投資家限定事業者の役員であつた者が当該届出の日から五年を経過しないもの

定による届出をした法人で当該届出の日から五年を経過しないもの

七 第六十一条第八項の規定により適格特例投資家限定事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から五年を経過しない法人

八 第六十一条第八項の規定による適格特例投資家限定事業の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に第十一条第一項第四号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人で当該届出の日から五年を経過しないもの

第七条中「第五号」を「第五号」に改め、「掲げるものを」の下に「除き、特例投資家のみを相手方又は事業参加者として第一号事業を行おうとする者にあつては第一号事業に係る第五号に掲げるものを除き、特例投資家のみを事業参加者とする特例事業者のみの委託を受けて第三号事業を行おうとする者にあつては第三号事業に係る第五号に掲げるものを除き、電子取引業務を行おうとする者以外の者にあつては第七号に掲げるものを」を加え、同条第一号中「業務の種類を」を「不動産特定共同事業の種類」に改め、同条に次の一号を加える。

七 電子取引業務を適確に遂行するために必要な体制が整備されているものであること。

第八条第一項中「業務の種類を」を「不動産特定共同事業の種類」に、「第九号」を「第十二号」に改める。

第八条の二中「業務の種類」を「不動産特定共同事業の種類」に改める。

第九条第一項を次のように改める。  
不動産特定共同事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、第三条第一項の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない

一 不動産特定共同事業の種類を変更しようとするとき(主務大臣又は都道府県知事の第三条第一項の許可を受けた者が同項の規定により新たに都道府県知事又は主務大臣の同項の許可を受けなければならないときを除く)。

二 新たに不動産特定共同事業契約の作成をし、又は不動産特定共同事業契約の追加若しくは変更(不動産特定共同事業契約の追款に記載された事項の追加又は変更で主務省令で定める軽微なものを除く。第六十七条第四項及び第八十条第二号において同じ)をしようとするとき。

三 新たに電子取引業務を行おうとするとき。  
第十条中「第七号」を「第九号」に改める。  
第十二条中「第八号」を「第十一号」に改める。  
第十七条第一項中「第十八条に規定する登録を受けているを」を「第二条第四号に規定する宅地建物取引士である」に改め、同条第二項中「(以下)の下に」の章並びに第三十七条第一項及び第二項において「を」を加え、「名簿(以下)を」を「名簿(第三十一条の二第三項において)」に改める。  
第二十二條の次に次の一条を加える。  
(勧誘における告知)

第二十二條の二 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、当該不動産特定共同事業契約の締結が第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可に係る不動産特定共同事業契約に基づかないでされる場合にあつては、その相手方に対し、その旨その他主務省令で定める事項を告げなければならない。

2 不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介をする不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、当該不動産特定共同事業契約の締結が不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者又は特

例事業者がその不動産取引に係る業務を委託する不動産特定共同事業者若しくは小規模不動産特定共同事業者の第三条第一項の許可若しくは第九条第一項の認可又は第四十一条第一項の登録若しくは第四十六条第一項の変更登録に係る不動産特定共同事業契約に基づかないでされる場合にあつては、その相手方に対し、その旨その他主務省令で定める事項を告げなければならない。

3 小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者(小規模不動産特定共同事業者に業務を委託する特例事業者をいう。以下同じ)が当事者である不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介をする不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、その相手方に対し、当該不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業者を営む者が小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者であることその他主務省令で定める事項を告げなければならない。

3 不動産特定共同事業契約の締結の代理をする不動産特定共同事業者は、その代理する小規模不動産特定共同事業者又はその代理する小規模特例事業者がその不動産取引に係る業務を委託する小規模不動産特定共同事業者の第四十一条第一項の登録又は第四十六条第一項の変更登録に係る不動産特定共同事業契約に基づいて、これをしなければならぬ。

3 不動産特定共同事業者は、第一項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、申込者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて前項の規定による措置に準ずる措置を講ずるものとして主務省令で定めるものにより提供する

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「次条第二項」と読み替へるものとする。  
第二十八條に次の一項を加える。

4 第二十四條第三項の規定は、第二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第二十八條第三項」と読み替へるものとする。  
第三十條第一項中「以下」を「次項において」に改める。  
第三章中第三十一条の次に次の一条を加える。  
(電子取引業務に関する特則)  
第三十一条の二 電子取引業務を行う不動産特定共同事業者は、主務省令で定めるところにより、商号又は名称その他主務省令で定める事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより公表しなければならない。

ことができる。この場合において、当該不動産特定共同事業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。  
第二十五條に次の一項を加える。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「次条第二項」と読み替へるものとする。  
第二十八條に次の一項を加える。

4 第二十四條第三項の規定は、第二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第二十八條第三項」と読み替へるものとする。  
第三十條第一項中「以下」を「次項において」に改める。  
第三章中第三十一条の次に次の一条を加える。  
(電子取引業務に関する特則)  
第三十一条の二 電子取引業務を行う不動産特定共同事業者は、主務省令で定めるところにより、商号又は名称その他主務省令で定める事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより公表しなければならない。

2 電子取引業務を行う不動産特定共同事業者は、主務省令で定めるところにより、電子取引業務を適確に遂行するための業務管理体制を整備しなければならない。

3 電子取引業務を行う不動産特定共同事業者は、業務管理者名簿その他電子取引業務の相手方又は事業参加者の判断に重要な影響を与えるものとして主務省令で定める事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより、電子取引業務を行う期間及び電子取引業務に係る不動産特定共同事業の期間

中、当該相手方又は事業参加者が閲覧することができる状態に置かなければならない。

第三十五条第一項第二号中「第二十五条まで」を「第二十三条まで、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十五条第一項若しくは第二項に」、「第三十条まで」を「第二十七条まで、第二十八条第一項から第三項まで、第二十九条、第三十条」に改め、「第三十一条第一項の下に」、「第三十一条の二」を加える。

第三十六条第一号中「又は第五号」を、「第五号、第六号又は第九号」に、「第八号」を「第十二号」に改める。

第六十二条中「第五十三条第三号」を「第八十条第三号」に改め、同条を第九十条とする。

第六十一条中「第五十三条第三号」を「第八十条第三号」に改め、同条を第八十九条とする。

第六十条第一項中「第五十三条の二第二項」を「第八十一条第一項」に、「第六十二条」を「第九十条」に改め、同条第二項中「第五十三条の二第二項」を「第八十一条第一項」に改め、同条第三項中「第五十三条の二第二項」を「第八十一条第二項」に改め、同条を第八十八条とする。

第八章を第十一章とする。

第五十九条中「第四十二条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、第七章中同条を第八十七条とする。

第五十八条中「第十一条第一項」の下に「又は第四十八条第一項」を加え、同条を第八十六条とする。

十五条とする。

第五十六条第一号中「又は第四十条の二第四項」を、「第四十七条第一項、第五十八条第四項又は第五十九条第五項」に改め、同条第二号中「第六十一条第一項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。又は第三十一条の二第二項、第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第十六条第二項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第四号中「第十七条第二項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を、「業務管理者名簿」の下に「(第十七条第二項に規定する名簿をいう。)」を加え、同条第五号中「第四十条の二第五項及び第四十六条第二項」を「第五十条第二項」において準用する場合(第五十八条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。並びに第五十八条第五項及び第六十七條第二項に、「又は第二項」を、「第二項又は第三項」に改め、同条第六号中「第三十条」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を、「事業参加者名簿」の下に「(第三十条第一項に規定する名簿をいう。以下この号において同じ。)」を加え、同条第七号中「第四十二条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同条第八号中「第四十六条第三項」を「第六十七条第三項」に改め、同条第九号中「第四十六条第四項」を「第六十七条第四項」に改め、同条を第八十四条とする。

第五十五条第二号中「第十七条第三項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第二十四条第二項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四号中「第二十五条第二項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「第二十八条第三項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第八十一条とする。

第五十四条第二号中「第十八条第三項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「又は第二十八条第二項」を「若しくは第二十八條第二項(これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。)」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に改め、「交付した者」の下に「又は第二十四条第三項(第二十五条第三項及び第二十八條第四項(これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。))並びに第五十条第二項において準用する場合を含む。)」に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条に次の二号を加える。

場合を含む。)」を加え、同条第六号中「第二十九条」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第七号中「第三十二条」の下に「(第五十七條において準用する場合を含む。又は第六十一条第一項)を加え、同条第八号中「第三十三條」の下に「(第五十七條において準用する場合を含む。)」又は第六十一条第一項を加え、同条第九号中「第二項」の下に「若しくは第五十四條第一項前段若しくは第二項を、「命令に違反して業務管理者」の下に「(第十七條第一項(第五十条第二項において準用する場合を含む。))の規定により置かれた者」をいう。以下この号において同じ。)」を加え、「同条第一項後段」を「第三十七條第一項後段」に改め、「含む」の下に「若しくは第五十四條第一項後段(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十号中「第四十条の二第八項」を「第五十八條第九項」に改め、同条第十一号中「第四十条の二第二項」を「第五十八條第二項」に改め、同条第十二号中「第四十条の二第三項各号」を「第五十八條第三項各号」に改め、同条を第八十三条とする。

第五十四条第二号中「第十八条第三項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「又は第二十八條第二項」を「若しくは第二十八條第二項(これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。)」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に改め、「交付した者」の下に「又は第二十四条第三項(第二十五条第三項及び第二十八條第四項(これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。))並びに第五十条第二項において準用する場合を含む。)」に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条に次の二号を加える。

第三十一条の二第三項(第五十条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定に違反して、第三十一条の二第三項に規定する事項を閲覧することができる状態に置かず、又は虚偽の事項を閲覧することができる状態に置いた者

五 第四十二条第一項の登録申請書又は同条第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

第五十四条を第八十二条とする。

第五十三条の二第二項中「第五十三条の二第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同条を第八十一条とする。

二第三項に規定する事項を閲覧することができる状態に置かず、又は虚偽の事項を閲覧することができる状態に置いた者

五 第四十二条第一項の登録申請書又は同条第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

第五十四条を第八十二条とする。

第五十三条第二号中「業務の種類」を「不動産特定共同事業の種類」に、「又は第五条第二項第四号に掲げる」を新たに不動産特定共同事業契約約款の作成をし、若しくはは、「をした者」をし、又は新たに電子取引業務を行った者」に改め、同条第三号中「第三十九条第二項」の下に「第五十条第二項」において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四号中「第二十二條の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

五 第四十六条第一項の規定に違反して、小規模不動産特定共同事業の種類の変更をし、不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更をし、又は新たに電子取引業務を行った者

第五十二条の三第一号中「第二十条第一項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第二十条第二項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第四十条の二第二項」を「第五十八條第二項」に改め、同条第四号中「第四十条の二第六項」を「第五十八條第七項又は第六十一条第三項」に改め、同条第五号中「第四十条の二第七項」を「第五十八條第八項又は第六十一条第四項」に改め、同条を第七十九条とする。

第五十二条の二中「第三十九条第一項」の下に「(これらの規定を第五十条第二項において準用する

第五十二条の二中「第三十九条第一項」の下に「(これらの規定を第五十条第二項において準用する

第五十二条の二中「第三十九条第一項」の下に「(これらの規定を第五十条第二項において準用する

第五十二条の二中「第三十九条第一項」の下に「(これらの規定を第五十条第二項において準用する

第五十二条の二中「第三十九条第一項」の下に「(これらの規定を第五十条第二項において準用する

第五十二条の二中「第三十九条第一項」の下に「(これらの規定を第五十条第二項において準用する

る場合を含む。)を、「不動産特定共同事業者の下に」又は「小規模不動産特定共同事業者」を加え、同条を第七十八条とする。

第五十二條第三号中「第十五條」の下に「第五十條第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第四号中「又は第四十六條第五項」を「第五十二條第一項若しくは第二項、第六十一條第六項又は第六十七條第五項」に改め、同条に次の三号を加える。

五 不正の手段により第四十一條第一項の登録を受けた者

六 第五十九條第二項の規定に違反して、届出をしないで適格特例投資家限定事業を営んだ者

七 第六十一條第八項の規定による適格特例投資家限定事業の廃止の処分違反した者

第五十二條を第七十七條とする。

第七章を第十章とする。

第六十條第五十一條を第七十六條とし、第五十條を第七十五條とする。

第四十九條の二中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改め、同条を第七十四條とする。

第四十九條を第七十三條とする。

第四十八條の三中「第四十條の二第五項」を「第五十八條第五項及び第六十條」に、「前条」を「第四十九條(第五十八條第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「主務大臣」を「主務大臣」に改め、「閲覧」の下に、「第四十九條の規定により処理することとされているものについては主務大臣の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る同条に規定する書類の閲覧」を加え、同条を第七十二條とする。

第四十八條の二を削る。

第四十八條を第七十條とし、同条の次に次の一條を加える。

(都道府県知事への通知)

第七十一條 主務大臣は、第三條第一項の許可、第九條第一項若しくは第二項の認可、第四十一條第一項の登録若しくは第四十六條第一項若しくは第二項の変更登録を、又は第十條、第十一條第一項、第四十七條第一項、第四十八條第一項、第五十八條第二項、第四項若しくは第八項、第五十九條第二項若しくは第五項若しくは第六十一條第四項に規定する届出を受理したときは、遅滞なく、その旨その他主務省令で定める事項を、不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、特例事業者又は適格特例投資家限定事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

第四十七條第一項中「第二十二條」の下に「第五十條第二項において準用する場合を含む。」を加え、「宅地建物取引業法第二條第三号に掲げる」と及び「(次項において「宅地建物取引業者」という。)を削り、同条第二項中「第二十六條」の下に「(第五十條第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第六十九條とする。

第四十六條の二の前の見出しを削り、同条中「第四十條」の下に「(これらの規定を第五十條第二項において準用する場合を含む。)」を、「不動産特定共同事業者」の下に「又は小規模不動産特定共同事業者」を加え、同条に次の三項を加える。

2 第二十六條及び準用金融商品取引法第四十條(第一号を除く。)(これらの規定を第五十條第二項において準用する場合を含む。))の規定は、特例事業者が、特例投資家を相手方又は事業参加者として特例事業を行う場合については、適用しない。

3 第二十三條第一項(第五十條第二項において準用する場合(第五十八條第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))並びに第五十八條第五項及び前条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定は、不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者又は当該特例事業者が特例投資家のみを相手方として不動産特定共同事業契約の締結をする場合であつて、当該不動産特定共同事業契約により当該不動産特定共同事業契約上の権利義務を他の特例投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているときは、適用しない。

4 第二十三條第二項及び第三項の規定は、不動産特定共同事業者が特例投資家のみを相手方として不動産特定共同事業契約の締結の代理をする場合であつて、当該不動産特定共同事業契約により当該不動産特定共同事業契約上の権利義務を他の特例投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているときは、適用しない。

第四十六條の二を第六十八條とし、同条の前に見出しとして「(適用の除外)」を付する。

第四十六條第二項中「場合において、」の下に「(第二十二條の二第一項及び)を加え、「第四十六條第三項」を「第六十七條第三項」に、「第四十六條第五項」を「第六十七條第五項」に改め、同条を第六十七條とする。

第四十五條中「若しくは特例事業者」を、「小規模不動産特定共同事業者、特例事業者若しくは適格特例投資家限定事業者」に、「若しくは当該特例事業者」を、「当該小規模不動産特定共同事業者、当該特例事業者若しくは当該適格特例投資家限定事業者」に改め、同条を第六十六條とする。

第四十四條の見出し中「許可」の下に「又は登録」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第四十一條第三項の登録の更新をしなければならず、第四十八條第二項の規定により第四十一條第一項の登録が効力を失つたとき、又は第五十三條の規定により同項の登録が取り消されたときは、当該登録に係る小規模不動産特定共同事業者であつた者又はその一般承継人は、当該小規模不動産特定共同事業者又は当該特例事業者又は当該小規模不動産特定共同事業者(当該小規模不動産特定共同事業者が業務を委託した小規模特例事業者をいう。)が締結した不動産特定共同事業契約に基づく業務を結了する目的の範囲内においては、なお小規模不動産特定共同事業者とみなす。

第四十四條を第六十五條とする。

第六章を第九章とする。

第五十條第四十三條を第六十四條とし、第四十二條を第六十三條とする。

第四十一條第一項中「不動産特定共同事業者」の下に「又は小規模不動産特定共同事業者」を加え、同条第五項中「特例事業者」を「特例事業者(小規模特例事業者を除く。)」に、「第十四條まで及び第二十三條第一項」を「第十五條まで、第二十三條第一項、第二十六條及び第二十七條」に改め、「を除く。)」の下に「及び第四十條第一号を除く。)」を加え、「第七章及び第八章」を「第十章及び第十一章」に、「第八号」を「第十一号」に、「第四十條の二第二項第一号」を「第五十八條第二項第一号」に、「第四十條の二第三項第一号」を「第五十八條第三項第一号」に改め、「とする。)」の下に「ほか、必要な技術的統替は、政令で定める」を加え、同条第九項中「前条第二項」を「第四十條第二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 小規模特例事業者が特例事業を営む場合においては、当該小規模特例事業者を主務大臣の第四十一條第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者とみなして、第四十八條第一項及

定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者又は特例事業者が特例投資家のみを相手方として不動産特定共同事業契約の締結をする場合であつて、当該不動産特定共同事業契約により当該不動産特定共同事業契約上の権利義務を他の特例投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているときについては、適用しない。

第二十三條第二項及び第三項の規定は、不動産特定共同事業者が特例投資家のみを相手方として不動産特定共同事業契約の締結の代理をする場合であつて、当該不動産特定共同事業契約により当該不動産特定共同事業契約上の権利義務を他の特例投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているときは、適用しない。



び第四十九条並びに第五十条第二項において準用する第十四条、第十五条、第二十三条第一項、第二十六条及び第二十七条並びに準用金融商品取引法第三十九条(第三項ただし書及び第五項を除く。)及び第四十条(第一号を除く。)並びにこれらの規定に係る第十章及び第十一章の規定を適用する。この場合において、第四十九条中「第四十二条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「第五十八条第三項第一号及び第二号」と、「小規模不動産特定共同事業者登録簿」とあるのは「第五十八条第二項第一号から第五号まで」に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した小規模特例事業者名簿」と、「書類を含む」とあるのは「書類」と、第五十条第二項において準用する第二十三条第一項中「ときは」とあるのは「ときは、その不動産取引に係る業務を委託する小規模不動産特定共同事業者の」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四章の二中第四十条の二を第五十八条とし、同章を第六章とし、同章の次に次の一章を加える。

第七章 適格特例投資家限定事業者  
(適格特例投資家限定事業の届出等)  
第五十九条 適格特例投資家限定事業については、第三条第一項の規定は、適用しない。  
2 適格特例投資家限定事業を営もうとする法人(不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者及び特例事業者を除く。)は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならぬ。  
一 商号又は名称及び住所  
二 役員の名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名  
三 事務所の名称及び所在地  
四 資本金又は出資の額  
五 適格特例投資家限定事業の概要

六 他に事業を行っているときは、その事業の種類  
七 その他主務省令で定める事項  
3 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 定款又はこれに代わる書面  
二 登記事項証明書又はこれに代わる書面  
三 次項に掲げる事項に該当しないことを誓約する書面  
四 その他主務省令で定める書面  
4 第六条各号(第十二号を除く。)のいずれか(不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の全てを宅地建物取引業法第二十九条第三号に規定する宅地建物取引業者(第六十九条第一項及び第二項において「宅地建物取引業者」という。)に委託する場合にあつては、第六条第二号を除く。)に該当する者(不動産特定共同事業者及び小規模不動産特定共同事業者を除く。)は、適格特例投資家限定事業を行つてはならない。  
5 適格特例投資家限定事業者は、第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。(業務等に関する規定の適用)  
第六十条 適格特例投資家限定事業者が適格特例投資家限定事業を営む場合においては、当該適格特例投資家限定事業者を主務大臣の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなして、第十一条第一項、第十二条から第十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項及び第二十九条から第三十一条まで並びに準用金融商品取引法第三十九条(第三項ただし書及び第五項を除く。)並びにこれらの規定に係る第十章及び第十一章の規定を適用する。この場合において、第十二条中「第五条第一項第一号から第一号まで」とあるのは「第五十九条第二項第一号

から第六号まで」と、同条及び第十三条中「不動産特定共同事業者名簿」とあるのは「適格特例投資家限定事業者名簿」と、同条中「第五条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「第五十九条第三項第一号及び第二号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
(監督)  
第六十一条 適格特例投資家限定事業者は、主務省令で定めるところにより、その適格特例投資家限定事業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。  
2 適格特例投資家限定事業者は、事業年度ごとに、主務省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、主務大臣に提出しなければならない。  
3 主務大臣は、適格特例投資家限定事業者が適格特例投資家限定事業として開始した事業が適格特例投資家限定事業に該当しなくなったときは、当該適格特例投資家限定事業者に対し、三月以内の期間を定めて、必要な措置をとることを命ずることができる。  
4 適格特例投資家限定事業者は、適格特例投資家限定事業として開始した事業が適格特例投資家限定事業に該当しなくなったときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。  
5 主務大臣又は都道府県知事は、主務大臣にあっては、適格特例投資家限定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、又はこの法律の規定に違反したとき、都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内において業務を行う適格特例投資家限定事業者が当該都道府県の区域内における業務に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、又はこの法律の規定に違反したときは、当該適格特例投資家限定事業者に対し、必要な指示をすることができる。  
一 業務に関し、事業参加者に損害を与えたと

き、又は損害を与えるおそれが大であるとき。  
二 業務に関し、その公正を害する行為をしたとき、又はその公正を害するおそれが大であるとき。  
三 業務に関し他の法令に違反し、適格特例投資家限定事業者として不適当であると認められるとき。  
6 主務大臣又は都道府県知事は、主務大臣にあっては、適格特例投資家限定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県知事にあっては、当該都道府県の区域内において業務を行う適格特例投資家限定事業者が当該都道府県の区域内における業務に関し、次の各号(第六号を除く。)のいずれかに該当するときは、当該適格特例投資家限定事業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。  
一 前項各号のいずれかに該当するときは。  
二 第十五条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第五十九条第五項、この条第一項又は準用金融商品取引法第三十九条第一項の規定に違反したとき。  
三 前項の規定による指示に従わないとき。  
四 この法律の規定に基づく主務大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。  
五 適格特例投資家限定事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。  
六 役員又は政令で定める使用人のうちに、業務の停止をしようとするとき以前五年以内に不動産特定共同事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。  
7 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。  
8 主務大臣は、適格特例投資家限定事業者が第



六項各号のいずれかに該当し情状が特に重いと  
き、又は同項の規定による業務の停止の命令に  
違反したときは、当該適格特例投資家限定事業  
者に対し、事業の廃止を命ずることが出来る。  
9 主務大臣は、前項の規定による処分をしよう  
とするときは、行政手続法第十三条第一項の規  
定による意見陳述のための手続の区分にかかわ  
らず、聴聞を行わなければならない。  
10 主務大臣又は都道府県知事は、主務大臣に

あつては、第六項又は第八項の規定による処分  
をしたとき、都道府県知事にあつては、第六項  
の規定による処分をしたときは、主務省令で定  
めるところにより、その旨を公告しなければなら  
ない。  
第四章の次に次の一章を加える。  
第五章 小規模不動産特定共同事業者

第一節 登録

(小規模不動産特定共同事業の登録)

第四十一条 第三条第一項の規定にかかわらず、  
主務大臣(一の都道府県の区域内のみに事務所  
を設置して小規模不動産特定共同事業を行おう  
とする者(小規模第二号事業を行おうとする者  
を除く。)にあつては、当該事務所所在地を管  
轄する都道府県知事)の登録を受けた者は、小  
規模不動産特定共同事業を営むことができる。  
2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算  
して五年とする。

3 有効期間の満了後引き続き小規模不動産特定  
共同事業を営もうとする者は、政令で定める期  
間内に、登録の更新の申請をしなければならない  
い。

4 前項の登録の更新がされたときは、その登録  
の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の  
日の翌日から起算して五年とする。  
5 第三項の登録の更新の申請があつた場合にお  
いて、その登録の有効期間の満了の日までその  
申請について処分がされないときは、従前の

登録は、その有効期間の満了後もその処分がさ  
れるまでの間は、なお効力を有する。

(登録の申請)

第四十二条 前条第一項の登録(同条第三項の登  
録の更新を含む。第四十四条、第五十三条第三  
号、第七十一条及び第七十七条第五号において  
同じ。)を受けようとする者は、主務大臣又は都  
道府県知事に、次に掲げる事項を記載した登録  
申請書を提出しなければならない。  
一 商号又は名称及び住所  
二 役員の名及び政令で定める使用人がある  
ときは、その者の氏名  
三 事務所の名称及び所在地並びに事務所ごと  
に置かれる第五十条第二項において準用する  
第十七条第一項に規定する者の氏名  
四 資本金又は出資の額  
五 宅地建物取引業法第三条第一項の免許に関  
する事項

六 小規模不動産特定共同事業の種別(第二条  
第六項各号の種別をいう。以下同じ。)  
七 電子取引業務を行う場合にあつては、その  
旨  
八 他に事業を行っているときは、その事業の  
種類  
九 その他主務省令で定める事項  
2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添  
付しなければならない。  
一 定款又はこれに代わる書面  
二 登記事項証明書又はこれに代わる書面  
三 事務所について第五十条第二項において準  
用する第十七条第一項に規定する要件を備え  
ていることを証する書面  
四 不動産特定共同事業契約約款  
五 その他主務省令で定める事項を記載した書  
類

(登録簿への登録)  
第四十三条 主務大臣又は都道府県知事は、第四

十一条第一項の登録の申請があつた場合におい  
ては、次条の規定により登録を拒否する場合を  
除くほか、次に掲げる事項を小規模不動産特定  
共同事業者登録簿に登録しなければならない。  
一 前条第一項第一号から第八号までに掲げる  
事項その他主務省令で定める事項  
二 登録年月日及び登録番号  
2 主務大臣又は都道府県知事は、第四十一条第  
一項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を  
前条第一項の規定による登録の申請をした者に  
通知しなければならない。  
(登録の拒否)

第四十四条 主務大臣又は都道府県知事は、第四  
十一条第一項の登録の申請をした者が次の各号  
のいずれかに該当するときは、同項の登録を拒  
否しなければならない。  
一 第六条各号(第十二号を除く。)のいずれか  
に該当する者  
二 その資本金又は出資の額が事業参加者の保  
護のため必要かつ適当なものとして小規模不  
動産特定共同事業の種別ごとに政令で定める  
金額に満たない者  
三 その資産の合計額から負債の合計額を控除  
した額が資本金又は出資の額の百分の九十に  
相当する額に満たない者  
四 当該登録の申請前五年以内に不動産特定共  
同事業に関し、不正又は著しく不当な行為を  
した者  
五 その役員又は政令で定める使用人のうち  
に、当該登録の申請前五年以内に不動産特定  
共同事業に関し不正又は著しく不当な行為を  
した者がある者  
六 その事務所が第五十条第二項において準用  
する第十七条第二項に規定する要件を満たさ  
ない者  
七 その不動産特定共同事業契約約款の内容が  
政令で定める基準に適合しない者

八 小規模不動産特定共同事業を適確に遂行す  
るために必要なものとして主務省令で定める  
基準に適合する財産的基礎及び人的構成を有  
すると認められない者  
九 電子取引業務を行おうとする場合にあつて  
は、電子取引業務を適確に遂行するために必  
要な体制を整備されていると認められない者  
十 不動産特定共同事業者(第一号事業又は第  
三号事業を行う者に限る。)  
(登録換えの場合における従前の登録の効力)

第四十五条 主務大臣又は都道府県知事は、第四十  
一条第一項の登録を受けた者がその小規模不動  
産特定共同事業の種別又は事務所所在地の変  
更をして引き続き小規模不動産特定共同事業を  
営もうとする場合において、同項の規定により  
新たに都道府県知事又は主務大臣の同項の登録  
を受けたときは、その者に係る従前の主務大臣  
又は都道府県知事の同項の登録は、その効力を  
失う。  
(変更の登録)

第四十六条 小規模不動産特定共同事業者は、小  
規模不動産特定共同事業の種別を変更しようと  
するときは(主務大臣又は都道府県知事の第四十  
一条第一項の登録を受けた者が同項の規定によ  
り新たに都道府県知事又は主務大臣の同項の登  
録を受けなければならないときを除く。)、不動  
産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更  
(不動産特定共同事業契約約款に記載された事  
項の追加又は変更で主務省令で定める軽微なも  
のを除く。第八十条第五号において同じ。)をし  
ようとするとき、又は新たに電子取引業務を行  
おうとするときは、主務省令で定めるところに  
より、第四十一条第一項の登録を受けた主務大  
臣又は都道府県知事の変更登録を受けなければ  
ならない。

2 小規模不動産特定共同事業者が、事務所を追  
加して設置しようとするとき(都道府県知事の

第四十一条第一項の登録を受けた者が同項の規定により新たに主務大臣の同項の登録を受けなければならないときを除く。も、前項と同様とする。

3 第四十三条及び第四十四条の規定は、前二項の変更登録について準用する。この場合において、第四十三条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第四十四条中「次の各号のいずれか」とあるのは「次の各号（第一号及び第十号を除く。）のいずれか」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

第四十七条 小規模不動産特定共同事業者は、第四十二条第一項各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる事項について変更（同項第三号に掲げる事務所所在地の変更については、第四十五条及び前条第二項の規定に該当するものを除く。）があつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第四十一条第一項の登録を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 主務大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を小規模不動産特定共同事業者登録簿に登録しなければならない。

(廃業等の届出)

第四十八条 小規模不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合において、当該各号に定める者は、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第四十一条第一項の登録を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 合併により消滅した場合、消滅した法人を代表する役員であつた者
- 二 破産手続開始の決定により解散した場合、破産管財人
- 三 合併及び破産手続開始の決定以外の理由に

より解散した場合、清算人

四 小規模不動産特定共同事業を廃止した場合（外国法人にあつては、国内に事務所を有しないこととなつた場合を含む。）小規模不動産特定共同事業者であつた法人を代表する役員

2 小規模不動産特定共同事業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対する第四十一条第一項の登録は、その効力を失う。

（小規模不動産特定共同事業者登録簿等の閲覧）  
第四十九条 主務大臣又は都道府県知事は、主務省令で定めるところにより、第四十二条第二項第一号から第四号までに掲げる書類、小規模不動産特定共同事業者登録簿その他主務省令で定める書類（都道府県知事にあつては、主務大臣の第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者で当該都道府県の区域内に主たる事務所を有するものに関するこれらの書類を含む。）を一般の閲覧に供しなければならない。

第二節 業務

第五十条 小規模不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、その相手方に対し、当該不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を営む者が小規模不動産特定共同事業者であることその他主務省令で定める事項を告げなければならない。

2 第三章（第二十一条の二、第二十二條の二第二項及び第三項並びに第二十三條第二項及び第三項を除く。）並びに準用金融商品取引法第三十九條（第三項ただし書及び第五項を除く。）及び第四十條の規定は、小規模不動産特定共同事業者が行う小規模不動産特定共同事業について準用する。この場合において、第十八條第二項中「自己が不動産特定共同事業契約の当事者とな

るか、若しくはその代理人となるか、又は不動産特定共同事業契約の締結の媒介を行うかの別及び当該不動産特定共同事業契約の第二條第三項各号に掲げる契約の種類」とあるのは「当該不動産特定共同事業契約の第二條第三項第一号又は第二号に掲げる契約の種類」と、第二十二條の二第一項及び第二十三條第一項中「第三條第一項の許可又は第九條第一項の認可」とあるのは「第四十一條第一項の登録又は第四十六條第一項の変更登録」と、第二十五條第一項第一号中「第二條第三項各号」とあるのは「第二條第三項第一号又は第二号」と、第二十六條の三中「第三號事業」とあるのは「小規模第二號事業」と、第二十九條中「第三號事業を行う者にあつては」とあるのは「小規模第二號事業を行う者にあつては」と、第三十條第一項中「第一號事業を行う者」とあるのは「第二條第六項第一号に掲げる行為に係る事業を行う者」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定め

る。必要な指示をすることができる。

第三節 監督

(指示)

第五十一条 主務大臣又は都道府県知事は、その第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、又はこの法律の規定に違反したときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、必要な指示をすることができる。

- 一 業務に関し、事業参加者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。
- 二 業務に関し、その公正を害する行為をしたとき、又はその公正を害するおそれが大であるとき。
- 三 業務に関し他の法令に違反し、小規模不動産特定共同事業者として不適当であると認められるとき。

2 都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、前項各号のいずれかに該当するときは、又はこの法律の規定に違反したときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、必要な指示をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該小規模不動産特定共同事業者が主務大臣の第四十一条第一項の登録を受けたものであるときは主務大臣に報告し、当該小規模不動産特定共同事業者が他の都道府県知事の同項の登録を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

(業務停止命令)

第五十二条 主務大臣又は都道府県知事は、その第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 前条第一項各号のいずれかに該当するとき。
- 二 第四十六條第一項若しくは第二項、第四十七條第一項、第五十條第一項、同條第二項において準用する第五十五條、第五十六條第一項、第五十七條、第五十八條第二項若しくは第三項、第五十九條から第六十一条まで、第二十二條、第二十二條の二第一項、第二十三條第一項、第二十四條第一項若しくは第二項、第二十六條の二から第二十七條まで、第二十八條第一項から第三項まで、第二十九條、第三十條、第三十一条第一項若しくは第三十一条の二若しくは準用金融商品取引法第三十九條第一項若しくは

第四十条、第五十四条第一項後段(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第五十七条において準用する第三十二条の規定に違反したとき。  
三 前条第一項又は第二項の規定による指示に従わないとき。  
四 この法律の規定に基づく主務大臣又は都道府県知事の処分違反したとき。  
五 不動産特定共同事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。  
六 役員又は政令で定める使用人のうちに、業務の停止をしようとするとき以前五年以内に不動産特定共同事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。

2 都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、前項第一号から第五号までのいずれかに該当するときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。  
3 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。  
(登録の取消し)  
第五十三条 主務大臣又は都道府県知事は、その第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小規模不動産特定共同事業者の同項の登録を取り消すことができる。  
一 第六条第二号から第四号まで又は第九号から第十一号までのいずれかに該当するに至ったとき。  
二 第四十四条第二号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 不正の手段により第四十一条第一項の登録を受けたとき。  
四 前条第一項各号のいずれかに該当し状況が特に重いと認め、又は同条第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の命令に違反したとき。  
(業務管理者の解任命令)  
第五十四条 主務大臣又は都道府県知事は、その第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る業務管理者(第五十条第二項において準用する第十七条第一項の規定により置かれた者をいう。以下この条において同じ。)がその業務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、その解任を命ずることができる。  
この場合において、当該小規模不動産特定共同事業者は、その命令を受けた日から一年以内においてその命令をした主務大臣又は都道府県知事が定める期間内は、その命令に係る者を業務管理者として選任してはならない。  
2 都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る業務管理者が当該都道府県の区域内において前項に規定する行為をしたときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、その解任を命ずることができる。  
3 第五十一条第三項の規定及び第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

録は、その効力を失う。  
(登録の抹消)  
第五十六条 主務大臣又は都道府県知事は、第四十一条第三項の登録の更新をしなかつたとき、第四十五条、第四十八条第二項若しくは前条の規定により第四十一条第一項の登録がその効力を失つたとき、又は第五十三条の規定により同項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。  
(監督に関する規定の準用)  
第五十七条 第三十二条、第三十三条、第三十八条及び第三十九条の規定は、小規模不動産特定共同事業者が行う小規模不動産特定共同事業について準用する。この場合において、第三十二条中「第三号事業」とあるのは「小規模第二号事業」と、第三十三条中「第三号第一項の許可」とあるのは「第四十一条第一項の登録」と、第三十八条中「第三十五条第一項若しくは第二項又は第三十六条とあるのは「第五十二条第一項若しくは第二項又は第五十三条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、公布の日から施行する。  
(許可に関する経過措置)  
第二条 この法律の施行の際にこの法律による改正前の不動産特定共同事業法(以下この条において「旧法」という。)第三号第一項の規定によりされている許可又は次項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第三号第一項の許可であつて旧法第二条第四項第三号に掲げる行為に係る事業(以下この項において「旧第三号

事業」という。)に係るものは、この法律による改正後の不動産特定共同事業法(以下「新法」という。)第三条第一項の許可であつて、新法第四条第一項の規定により、行うことができる新法第二条第四項第三号に掲げる行為に係る事業を旧第三号事業に相当するものに限る旨の条件が付されているものとみなす。  
2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた旧法第三条第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可をすることがなされていないものについては、この法律の施行日については、なお従前の例による。当該処分については、なお従前の例による。  
(都道府県知事への通知に関する経過措置)  
第三条 新法第七十一条の規定は、施行日前にされた許可若しくは認可の申請又は届出については、適用しない。  
(監督上の処分に関する経過措置)  
第四条 不動産特定共同事業者に対する許可の取消しその他の監督上の処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。  
(地方自治法の一部改正)  
第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
別表第一「不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の項中「第四十条の二第五項」を「第五十八条第五項及び第六十条」に、「第四十条の二」を「第四十九条第五十八條第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」に、「主務大臣」を「主務大臣」に改め、「閲覧」に「の下に」第四十九条の規定により処理することとされているものについては主務大臣の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る同条に規定する書類の閲覧」を加える。  
(金融商品取引法の一部改正)  
第六条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号ハ中「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第三項中「特例事業者を」小規模不動産特定共同事業者(第一号において「小規模不動産特定共同事業者」という。)、同条第九項に規定する特例事業者(以下この項において「特例事業者」という。又は同条第十一項に規定する資格特例投資家限定事業者で総務省令で定めるもの(第二号において「特定資格特例投資家限定事業者」という。))に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める」に、「平成三十一年三月三十一日まで」を「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 小規模不動産特定共同事業者及び特例事業者(不動産特定共同事業法第二十二條の二第三項に規定する小規模特例事業者(次号において「小規模特例事業者」という。))に限る。次に掲げる不動産
  - イ 昭和五十七年一月一日前に新築された家屋のうち、政令で定める用途に供する家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要なもの
  - ロ イに掲げる家屋の敷地の用に供されている土地
- 二 特例事業者(小規模特例事業者を除く。)、及び特定資格特例投資家限定事業者 次に掲げる不動産
  - イ 建替え(建替えが必要な家屋として政令で定めるもの当該建替えに限る。その他総務省令で定める行為により家屋

- ホ 二に掲げる家屋の敷地の用に供されている土地
- ハ イに掲げる土地の上に新築される特定家屋
  - 二 特定家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるもの

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の地方税法附則第十三条第三項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第九条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第一百七十六号)の一部を次のように改正する。

第七十七条の三第一項中「第二条第七項」を「第二条第九項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十号中「又は業務の種類」を「若しくは不動産特定共同事業の種類」に改め、「の変更の認可」の下に「又は小規模不動産特定共同事業の登録若しくは小規模不動産特定共同事業の種類の変更の登録」を加え、同号(二)「業務の種類」を「不動産特定共同事業の種類」に改め、同号に次のように加える。

- (三) 不動産特定共同事業法第四十一条第一項(小規模不動産特定共同事業の登録)の規定により主務大臣がする小規模不動産特定共同事業の登録(更新の登録を除く。)
- (四) 不動産特定共同事業法第四十六条第一項(変更の登録)の規定により主務大臣がする変更の登録(同法第四十二条第一項第六号(登録の申請)の小規模不動産特定共同事業の種類増加に係るものに限る。)

登録件数	一件につき十五万円
登録件数	一件につき三万円

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第四十二号中「第七章」を「第十章」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第十二条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二百三十二条及び第二百八十四条第二項中「第八号」を「第十二号」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第十三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第六十一号中「第五十三号第三号」を「第八十号第三号」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第十四条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二十六号中「又は同条第七項に規定する特例事業者」を「同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者、同条第九項に規定する特例事業者又は同条第十一項に規定する資格特例投資家限定事業者」に改める。

第二十二條第一項第八号中「第四十九條第一項」を「第七十三條第一項」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第十七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るため、小規模不動産特定共同事業の登録制度の創設、特例事業に係る事業参加者の範囲の拡大、資格特例投資家限定事業の届出制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 小規模不動産特定共同事業の創設
  - (一) 第二条第四項第一号又は第三号に掲げる不動産特定共同事業のうち、事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が一定規模以下のものを小規模不動産特定共同事業として新たに定義すること。
  - (二) 小規模不動産特定共同事業のみを行う者は、主務大臣又は都道府県知事の登録を受けることにより事業を行うことができることとし、その有効期間は五年とすること。
- 2 電子的方法による取引への対応
  - (一) 不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時における書面並びに財産管理報告書の交付を電子的方法によることができること。
  - (二) 電子取引業務を行う不動産特定共同事業者は、一定の業務管理体制を整備しなければならないこと。
- 3 特例事業の事業参加者の範囲の拡大
 

不動産取引の目的となる不動産について、一定金額を超える宅地の造成、建物の建築に関する工事等を伴わない場合に限り、特例投資家以外の投資家も特例事業に参加できること。
- 4 特例投資家向け事業における約款規制の緩和
  - (一) 特例投資家のみを事業参加者とする不動産特定共同事業を行う場合には、約款に基づく不動産特定共同事業契約の締結義務を免除すること。
  - (二) 特例投資家のみを事業参加者として事業を行う者については、許可申請に当たって、約款の審査を不要とすること。
- 5 適格特例投資家限定事業の創設
 

特例投資家のうち不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を特に有すると認められる者を適格特例投資家として新たに定義

し、適格特例投資家のみを事業参加者とする不動産特定共同事業のみを行う者は、届出により事業を行うことができること。

6 施行期日  
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由  
不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るため、小規模不動産特定共同事業の登録制度の創設、特例事業に係る事業参加者の範囲の拡大、適格特例投資家限定事業の届出制度の創設等の措置を講じようとする本案は、妥当なものとして認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十九年五月二十四日  
国土交通委員長 西銘恒三郎  
衆議院議長 大島 理森殿

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。  
平成二十九年三月三日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律  
第一條 畜産経営の安定に関する法律(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第一章 畜産経営の安定に関する法律の一部改正  
第一條 畜産経営の安定に関する法律(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三章 原料乳及び指定乳製品の価格の安定に関する措置(第四條―第十三條)を

「第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等」を「第一節 生産者補給交付金等の交付(第四條―第十條) 第二節 集送乳調整金の交付(第十條―第十四條) 第三章 指定乳製品の価格の安定に関する措置(第十五條―第三十條) 第六章 罰則(第三十一條―第三十四條) 第六條 附則(第三十一條―第三十四條) 第六條 第九條」に改める。

第一條中「交付金」の下に「若しくは生産者補給交付金等」を、「より」の下に「畜産物の需給の安定等を通じた」を加える。

第二條第二項中「原料乳」を「加工原料乳」に改め、「次項の」を削り、「指定乳製品」の下に「その他政令で定める乳製品」を加え、同条に次の一項を加える。

4 この法律において「対象事業」とは、次に掲げる事業をいい、「対象事業者」とは、対象事業を行う事業者をいう。

一 次に掲げる販売の事業(以下「第一号対象事業」という)。

イ 生乳受託販売(委託を受けて行う生乳の乳業者(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十八号)第二條第二項の乳業を行う者をいう。口及び次号において同じ)に対する販売又は委託を受けて行う生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいい、生乳生産者団体(生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。第十條第三項及び第十二條第一項において同じ)が行う場合にあつては、当該生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする

農業協同組合連合会に対するこれらの委託を含む。以下同じ。)

ロ 生乳買取販売(買い取つた生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいう。以下同じ。)

二 自ら生産した生乳の乳業者に対する販売(委託して行うものを除く。)の事業(以下「第二号対象事業」という。)

三 自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売(委託して行うものを除く。)の事業(以下「第三号対象事業」という。)

第三條第一項中「交付金(以下」の下に「この条及び第三十一條において」を加える。

第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

第三條中第四條の前に次の節名を付する。

第一節 生産者補給交付金等の交付

第四條から第九條までを次のように改める。

(生産者補給交付金等の交付)

第四條 機構は、次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、この節に定めるところにより、当該各号に定める生産者補給交付金又は生産者補給金(以下「生産者補給交付金等」という)を交付することができる。

一 第一号対象事業 生産者補給交付金

二 第二号対象事業 生産者補給金

三 第三号対象事業 生産者補給金(年間販売計画の作成等)

第五條 前条の規定により生産者補給交付金等の交付を受けようとする対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度において当該対象事業者が行う生乳又は指定乳製品(指定乳製品その他第二條第二項の政令で定める乳製品をいう。

以下同じ。の販売に関する計画(以下「年間販売計画」という。)を作成し、当該販売に係る契約書の写しその他農林水産省令で定める書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 年間販売計画には、次の各号に掲げる対象事業者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 第一号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 第一号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ 第一号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量

ニ 第一号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品の販売予定数量

ホ 第九条第一項の規定による生産者補給金の交付の業務の内容

ヘ その他農林水産省令で定める事項

二 第二号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 第二号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ 第二号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量

ニ その他農林水産省令で定める事項

三 第三号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 第三号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ 第三号対象事業に係る各月ごとの特定

乳製品の販売予定数量

二 その他農林水産省令で定める事項

3 農林水産大臣は、対象事業者から第一項の規定により年間販売計画の提出があつた場合において、当該年間販売計画が農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、当該会計年度において当該対象事業者が交付を受ける生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の最高限度(以下「交付対象数量」という。)を通知するものとする。

4 交付対象数量は、農林水産省令で定めるところにより、当該会計年度において交付する生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の総量の最高限度として農林水産大臣が定める数量(以下「総交付対象数量」という。)を基礎とし、当該対象事業者が提出した年間販売計画に基づき算出するものとする。

5 農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情並びに対象事業者の行う対象事業の実施状況を考慮し、特に必要があるとき、交付対象数量の総量が総交付対象数量を超えない範囲内において当該対象事業者に係る交付対象数量を変更することができる。

6 農林水産大臣は、前項の規定により交付対象数量を変更したときは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、変更後の交付対象数量を通知するものとする。

7 農林水産大臣は、対象事業者が提出した年間販売計画に記載された第二項第一号口、第二号口又は第三号口の地域(次項において「計画記載地域」という。)が一の都道府県の区域を超えない場合において、当該対象事業者に対し第三項又は前項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、当該通知に係る交付対象数量及び当該年間販売計画の内容(同項の規

定による通知をしたときにあつては、当該通知に係る変更後の交付対象数量を当該都道府県の知事に通知するものとする。

8 第三項の規定による通知を受けた対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、その行う対象事業の実績及びその実施に要した経費その他の当該対象事業に関する事項で農林水産省令で定めるものを農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、当該対象事業者に係る計画記載地域が一の都道府県の区域を超えないときは、農林水産大臣は、当該報告の内容を当該都道府県の知事に通知するものとする。

(総交付対象数量)

第六条 総交付対象数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

2 総交付対象数量は、毎会計年度、当該会計年度の開始前に定めなければならない。

3 農林水産大臣は、総交付対象数量を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、総交付対象数量を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

5 農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、総交付対象数量を改定することができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による総交付対象数量の改定について準用する。(生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の認定等)

よる都道府県知事への通知があつた場合にあっては、当該都道府県知事。次項において同じ。は、当該会計年度において、政令で定めるところにより、政令で定める期間ごと及び同条第三項の規定による通知をした対象事業者ごとに、当該対象事業者が当該期間内に取り扱つた生乳の数量のうち生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量を認定するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の政令で定めるところに、同項の規定により対象事業者ごとに認定した数量(その数量の当該会計年度における合計が、交付対象数量を超える場合)については、当該認定した数量から当該超える数量を控除して得た数量(当該数量が零を下回る場合には、零とする。)を機構に通知するものとする。

3 機構は、前項の規定による通知に係る数量に、次条第一項の規定により定められる生産者補給金の単価を乗じて得た額を、生産者補給交付金等として、対象事業者に交付するものとする。

(生産者補給金の単価)

第八条 生産者補給金の単価は、農林水産大臣が、生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

2 農林水産大臣は、生産者補給金の単価を定めるに当たつては、酪農経営の合理化及び集送乳の効率化を促進することとなるように配慮するものとする。

3 第六条第二項から第六項までの規定は、生産者補給金の単価について準用する。

第七條 農林水産大臣(第五条第七項の規定に

よる都道府県知事への通知があつた場合にあっては、当該都道府県知事。次項において同じ。は、当該会計年度において、政令で定めるところにより、政令で定める期間ごと及び同条第三項の規定による通知をした対象事業者ごとに、当該対象事業者が当該期間内に取り扱つた生乳の数量のうち生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量を認定するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の政令で定めるところに、同項の規定により対象事業者ごとに認定した数量(その数量の当該会計年度における合計が、交付対象数量を超える場合)については、当該認定した数量から当該超える数量を控除して得た数量(当該数量が零を下回る場合には、零とする。)を機構に通知するものとする。

3 機構は、前項の規定による通知に係る数量に、次条第一項の規定により定められる生産者補給金の単価を乗じて得た額を、生産者補給交付金等として、対象事業者に交付するものとする。

(生産者補給金の単価)

第八条 生産者補給金の単価は、農林水産大臣が、生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

2 農林水産大臣は、生産者補給金の単価を定めるに当たつては、酪農経営の合理化及び集送乳の効率化を促進することとなるように配慮するものとする。

3 第六条第二項から第六項までの規定は、生産者補給金の単価について準用する。



(第一号対象事業者による生産者補給金の交付等)

第九条 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者(第一号対象事業を行う対象事業者をいう。以下同じ。)は、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該第一号対象事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付しなければならない。この場合において、当該第一号対象事業者は、当該委託又は売渡しをした者に対し、その者に對して交付する生産者補給金の金額を記載した書面を交付しなければならない。

2 前項の規定により生産者補給金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、その交付を受けた金額に相当する金額を、同項の規定の例により、生産者補給金として、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。この項の規定による生産者補給金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)についても、同様とする。

3 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者は、その行う第一号対象事業の実績その他の農林水産省令で定める事項を、当該第一号対象事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し報告しなければならない。

4 前項の規定により報告を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、当該報告に係る事項を、同項の規定の例により、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し報告しなければならない。この項の規定による報告を受けた者(生乳の生産者を除く。)についても、同様とする。

5 第一号対象事業者は、第一項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該第一号対象事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、農林水産省令で定めるものをいう。)により提供することができる。この場合において、当該第一号対象事業者は、同項の書面を交付したものとみなす。

第十八条を第三十二条とする。  
第十七条中「第十五条第一項若しくは第二項」を「第五条第八項若しくは第二十九条第一項から第三項まで」に改め、「同条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条を第三十二条とする。

第十六条中「交付金」を「機構から交付金又は生産者補給金」に改め、同条を第三十一条とする。

第五章を第六章とする。

第十五条第一項中「若しくは原料乳若しくは指定乳製品の生産者、集荷業者、販売業者若しくは輸入業者」及び「原料乳若しくは指定乳製品の生産費、輸入価格若しくは在庫量」を削り、同条第四項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、加工原料乳若しくは特定乳製品の生産者若しくは販売業者若しくは指定乳製品等の輸入業者(これらの者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。)に対し、生乳の処理若しくは加工の数量若しくは

指定乳製品等の輸入価格その他必要な事項に  
関し報告をさせ、又はその職員に、これらの  
者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳  
簿、書類その他必要な物件を検査させること  
ができる。

第十四条中第十五条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事務の区分)

第三十条 第七条第一項及び第二項、第十条第一項、第十一項(第十三条第三項において準用する場合を含む。)、第十二条第二項、第十三条第一項及び第二項並びに前条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十四条中「第七条第三項又は第十一項各号」を「又は第二十四条各号」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(指導及び助言)

第二十八条 農林水産大臣は、生産者補給交付金等又は集送乳調整金の交付を受けた対象事業者に対し、酪農経営の安定を図る観点から、必要な指導及び助言を行うことができる。

第四章を第五章とする。

第十三条の見出しを「指定乳製品等の交換」に改め、同条中「指定乳製品」を「指定乳製品等」に、「当該指定乳製品を」これに、「指定乳製品」とを「指定乳製品等」とに改め、第三章中同条を第二十六条とする。

第十二条の見出しを「指定乳製品等の売渡しをしない場合」に改め、同条中「第八条の規定による買入れ又は第十条」を「第二十三条」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第十条」を「第二十三条」に改め、同条を同条第一号とし、同条第四号中「第十条」を「第二十

三条」に改め、同条を同条第二号とし、同条第五号を同条第三号とし、同条を第二十五条とする。

第十一条中「原料乳を」加工原料乳」に、「指定乳製品を」を「指定乳製品等」に改め、同条第一号及び第二号中「指定乳製品」を「指定乳製品等」に改め、同条を第二十四条とする。

第十条の前の見出しを削り、同条中「指定乳製品の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は」を「次に掲げる場合には」に、「指定乳製品を」を「指定乳製品等」に改め、同条に次の各号を加える。

一 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき。  
二 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として農林水産大臣が指示する方針によるとき。

第十条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「指定乳製品等の売渡し」を付する。

第九条の次に次の一節、章名及び六条を加える。

第二節 集送乳調整金の交付  
(第一号対象事業者の指定)

第十条 都道府県知事(第五条第二項第一号口の地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者の場合にあつては、農林水産大臣。第十二条第二項並びに第十三条第一項及び第二項において同じ。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる第一号対象事業者を、その申請により、指定事業者として指定することができる。

一 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務を適正かつ確実に実施できると認められること。  
二 定款その他の基本約款において、生乳受

託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しが年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、第五条第二項第一号口の地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んではいならない旨が定められていること。

三 前号の地域が、一又は二以上の都道府県の区域(その区域の自然的経済的条件に照らして、当該区域において一体として集送乳をすることが困難と認められる場合において、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて当該区域を分けて区域を定めるときは、その区域を単位とするものであること。

四 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務に関する規程(以下「業務規程」という。)において、生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法、集送乳に係る経費の算定の方法その他の事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。

五 第十三条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

2 前項の申請には、農林水産省令で定めるところにより、定款その他の基本約款及び業務規程を添付しなければならない。

3 生乳生産者団体は、第一項の申請をする場合には、あらかじめ、その申請及び業務規程につき、総会の議決を経なければならない。(指定の公示等)

第十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定(以下単に「指定」という。)をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、か

つ、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、当該指定に係る地域を管轄する都道府県知事に通知するものとする。(業務規程の変更)

第十二条 指定事業者のうち生乳生産者団体であるもの(次条第一項第三号において「指定生乳生産者団体」という。)は、業務規程を変更する場合には、その変更につき、総会の議決を経なければならない。

2 指定事業者は、業務規程を変更したとき(農林水産省令で定める軽微な変更をしたときを除く)は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。(指定の解除)

第十三条 都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除しなければならない。

一 第十条第一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しないこととなつたとき。

二 偽りその他不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

三 指定の解除の申出(指定生乳生産者団体にあつては、総会の議決を経てされたものに限る。)があつたとき。

2 都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除することができる。

一 第十条第一項第一号の要件に該当しないこととなつたとき。

二 第十条第一項第二号の農林水産省令で定

める正当な理由がある場合を除き、その指定に係る地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んだとき。

三 この法律又は業務規程に違反して生産者補給金の交付の業務又は集送乳調整金に係る業務を行つたとき。

3 第十一条の規定は、前二項の規定による指定の解除について準用する。

第十四条 機構は、指定事業者に対し、次条に定めるところにより、集送乳調整金を交付することができる。

(集送乳調整金の金額等)

第十五条 機構は、第七条第一項の政令で定める期間ごと及び指定事業者ごとに、同条第二項の規定による通知に係る数量に、次項の規定により定められる集送乳調整金の単価を乗じて得た額を、集送乳調整金として、交付するものとする。

2 集送乳調整金の単価は、農林水産大臣が、指定事業者が集送乳に通常要する経費の額から効率的に集送乳が行われる場合の経費の額を控除して得た額を基礎として定めるものとする。

3 第六条第二項から第六項までの規定は、集送乳調整金の単価について準用する。(指定事業者による集送乳調整金の交付)

第十六条 機構から集送乳調整金の交付を受けた指定事業者は、その交付を受けた集送乳調整金を、業務規程で定めるところにより、集送乳調整金として、当該指定事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。

2 前項の規定により集送乳調整金の交付を受

けた者(生乳の生産者を除く)は、その交付を受けた集送乳調整金を、農林水産省令で定めるところにより、集送乳調整金として、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。この項の規定による集送乳調整金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く)についても、同様とする。

第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置

(指定乳製品等の輸入)

第十七条 機構は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品又は政令で定めるその他乳製品(以下「指定乳製品等」という。)を輸入するものとする。

2 機構は、前項の規定によるほか、指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、指定乳製品等を輸入することができる。

(輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し)

第十八条 指定乳製品等につき関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定乳製品等の所有者でない場合にあつては、その所有者は、その輸入申告に係る指定乳製品等を機構に売り渡さなければならない。ただし、次に掲げる場合及び次に規定する場合は、この限りでない。

一 機構又は機構の委託を受けた輸入業者が指定乳製品等を輸入するとき。

二 指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるとき。

2 政令で定める用途に供されるものとして関

税暫定措置法(昭和二十五年法律第二十六号)第八條の五第一項において準用する関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)第九條の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当該法令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合(農林水産省令で定める場合を除く。)にはその指定乳製品等を機構に売り渡し、及びその指定乳製品等を機構に売り渡されることを確保する旨の契約を機構と締結しなければならぬ。

3 第一項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は、当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、申込書を機構に提出してしなればならない。

4 指定乳製品等についての関稅法第七十條の規定の適用については、前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾は、同條第一項の許可、承認等とみなす。

5 前項の機構の承諾に關し必要な事項は、政令で定める。

(輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額)  
第十九條 前條第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等についての機構の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告をするべき価額とする。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻し)  
第二十條 機構は、第十八條第一項の規定による指定乳製品等の売渡しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならぬ。

2 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第十八條第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を

買い戻さなければならぬ旨の条件を付すことができる。

3 機構は、第十八條第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額)  
第二十一條 前條第一項の規定による機構の売戻しの価額は、國際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する金額に、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、機構の買入れの価額に加えて得た額とする。

2 第十八條第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定乳製品等につき、前項の規定により加算する額を減額することができる。

(準用)  
第二十二條 前三條の規定は、第十八條第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第十九條中「輸入申告をすべき価額」とあるのは、「農林水産省令で定める価額」と読み替へるものとする。

第三十四條 第十二條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十萬元以下の過料に処する。  
(獨立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正)  
第二條 獨立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十條第一号二を削り、同号八中「ロ」を「二」に、「指定乳製品を指定乳製品等」に改め、同号八を同号ホとし、同号ロ中「指定乳製品」を「ハの業務に係る指定乳製品等」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 加工原料乳についての生産者補給交付金及び生産者補給金並びに集送乳調整金の交付を行うこと。

ハ 指定乳製品等の輸入を行うこと。

第十條第一号に次のように加える。

ハ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻しを行うこと。

第十二條の見出しを「(区分經理等)」に改め、同條第一号中「第十條第一号」を「第十條第一号イ」に改め、同條第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十條第一号ロからハまでの業務及びこれらに附帯する業務

第十二條に次の一項を加える。

2 機構は、前項第二号の業務に係る勘定において通則法第四十四條第一項に規定する残余を生じたときは、前項及び同條第一項の規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、第十條第二号の業務に必要な経費の財源に充てるため、前項第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

第十四條中「第十條第一号ロ及びハ」を「第十條第一号ロからハまで」に改める。

第十五條中「第十二條第一号」を「第十二條第一号第一号又は第二号」に改める。

第十七條中「第十條第一号二、第二号」を「第十條第一号ロの規定により機構が交付する生産

者補給交付金及び集送乳調整金並びに同條第二号」に改める。

第十八條第一号中「第十條第一号二、第二号」を「第十條第二号」に改め、同條第二号中「第十條第一号」を「第十二條第二号又は第十三條第一号」に改める。

附則第五條中「新暫定措置法第三條第一項及び」及び「それぞれ新暫定措置法及び」を削る。

附則第六條第二項中「第十二條第三号」を「第十二條第一項第四号」に改める。

附則第八條第二項中「第十二條第一号」を「第十二條第一項第一号」に改める。

附則  
(施行期日)  
第一條 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三條、第四條第二項、第五條及び第十條の規定 公布の日

二 附則第十七條及び第十八條の規定 平成三十年三月三十一日

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の廃止)  
第二條 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百二十二号)は、廃止する。

(畜産經營の安定に關する法律の一部改正等に伴う経過措置)  
第三條 第一條の規定による改正後の畜産經營の安定に關する法律(以下「新畜安法」という)第二條第四項に規定する対象事業者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)前においても、新畜安法第五條第一項及び第二項の規定の例により、同條第一項に規定する年間販売計画を作成し、同項に規定する契約書の写しその他農林水産省令で定める書類を添えて、農林水産大臣に提出することができる。

第四條 平成三十年年度の總交付対象数量(新畜安

法第五條第四項に規定する總交付対象数量をい  
う。次項において同じ。生産者補給金の単価  
及び集送乳調整金の単価の決定については、新  
畜安法第六條第二項(新畜安法第八條第三項及  
び第十五條第三項において準用する場合を含む)  
中「毎會計年度、当該會計年度の開始前に」  
とあるのは、「畜産経営の安定に関する法律及  
び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改  
正する法律(平成二十九年法律第 号)の施  
行後遅滞なく」とする。

2 農林水産大臣は、平成三十年年度の總交付対象  
数量、生産者補給金の単価及び集送乳調整金の  
単価を定めようとするときは、施行日前におい  
ても、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴  
くことができる。

第五條 新畜安法第二條第四項第一号に規定する  
第一号対象事業を行う同項に規定する対象事業  
者は、施行日前においても、新畜安法第十條の  
規定の例により、指定の申請をすることができ  
る。

2 前項の規定により指定の申請があつた場合に  
おける当該指定については、新畜安法第十條第  
一項及び第十一條の規定の例によるものとする  
。この場合において、同項の規定の例により  
指定を受けたときは、施行日において同項の規  
定により指定を受けたものとみなす。

第六條 平成二十九年年度の加工原料乳(附則第二  
條の規定による廃止前の加工原料乳生産者補給  
金等暫定措置法(附則第八條において「旧暫定措  
置法」という。))第二條第一項に規定する加工原  
料乳をいう。))についての生産者補給交付金及び  
生産者補給金の交付については、なお従前の例

畜産経営の安定に関する法律  
(昭和三十六年法律第八十  
三号)

第七條第一項及び第二項、第十條第一項、第十一條第一項  
(第十三條第三項において準用する場合を含む。)、第十二條  
第二項、第十三條第一項及び第二項並びに第二十九條第二項  
の規定により都道府県が処理することとされている事務

による。

第七條 施行日前に、第一條の規定による改正前  
の畜産経営の安定に関する法律第七條第一項の  
認定を受けた同項の計画及び同條第二項の認定  
を受けた同項の計画については、なお従前の例  
による。

第八條 施行日前に旧暫定措置法第四章の規定に  
よりした処分、手続その他の行為は、新畜安法  
中の相当する規定によりした処分、手続その他  
の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第九條 施行日前にした行為並びに附則第六條及  
び第七條の規定によりなお従前の例によること  
とされる場合における施行日以後にした行為に  
対する罰則の適用については、なお従前の例に  
よる。

(政令への委任)

第十條 この附則に規定するもののほか、この法  
律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する  
経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第十一條 政府は、この法律の施行後五年を目途  
として、新畜安法第三章の規定の実施状況を勘  
案し、必要があると認めるときは、当該規定に  
ついて検討を加え、その結果に基づいて必要な  
措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十二條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十  
七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 社会福祉施設職員等退職手当共済法  
(昭和三十六年法律第五十五号)の項の次に次  
のように加える。

別表第一 加工原料乳生産者補給金等暫定措置  
法(昭和四十年法律第百二十三号)の項を削る。  
(関稅暫定措置法の一部改正)

第十三條 関稅暫定措置法(昭和三十五年法律第  
三十六号)の一部を次のように改正する。

第七條の三第二項第二号中「加工原料乳生産  
者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十  
二号)第十三條第一項」を「畜産経営の安定に関  
する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)第十  
七條第一項」に改める。

別表第一 第四・〇二項から第四・〇五項  
までの規定中「加工原料乳生産者補給金等暫定  
措置法第一三條第一項」を「畜産経営の安定に関  
する法律第一七條第一項」に改める。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第十四條 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和  
六十三年法律第九十八号)の一部を次のように  
改正する。

第十四條第二項中「第十二條」を「第十二條第  
一項」に改める。

第十五條中「第十二條」を「第十二條第一項」に  
改め、「第十五條中」の下に「又は第二号」とあ  
るのは若しくはは第二号」とを加える。

第十六條第一項中「第十二條」を「第十二條第  
一項」に改め、同條第二項中「第十二條」を「第十  
二條第一項」に、「加工原料乳生産者補給金等暫  
定措置法(昭和四十年法律第百二十三号)第三條第  
一項第一号から第五号まで」を「機構法第十條第  
一号口から八まで」に改める。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第十五條 食料・農業・農村基本法(平成十一年  
法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第四十條第三項中、「加工原料乳生産者補給  
金等暫定措置法(昭和四十年法律第百二十三号)」  
を削る。

(生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止  
する法律の一部改正)

第十六條 生糸の輸入に係る調整等に関する法律

を廃止する法律(平成二十年法律第十二号)の一  
部を次のように改正する。

附則第四條第二項中「第十二條第三号」を「第  
十二條第一項第四号」に改める。

(環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う  
關係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十七條 環太平洋パートナーシップ協定の締結  
に伴う關係法律の整備に関する法律(平成二十  
八年法律第百八号)の一部を次のように改正す  
る。

第四條のうち、関稅暫定措置法第七條の三の  
改正規定中「同條第六項」を「同條第二項第二号  
中」第二十四條第一項」を「第十七條第一項」に改  
め、同條第六項」に改め、同法第十二條の次に  
二條を加える改正規定の次に次のように加え  
る。

別表第一 第四・〇二項から第四・〇五  
項までの規定中「第二十四條第一項」を「第十七  
條第一項」に改める。

第六條を次のように改める。

(畜産経営の安定に関する法律の一部改正)

第六條 畜産経営の安定に関する法律(昭和三十  
六年法律第百八十三号)の一部を次のよう  
に改正する。

目次中「指定食肉等の價格の安定に関する  
措置(第三條第十條)」を「肉用牛及び肉豚に  
ついての交付金の交付(第三條)」に、「第十一  
條第十六條」を「第四條第九條」に、「第十一  
條第十七條」を「第十條第十六條」に、「第二十四  
條」を「第二十七條」に、「第三十四條」を「第三十七  
條」に、「第四十一條」を「第三十一條」第三十四  
條」に改める。

第一條中「主要な」の下に「家畜又は」を加  
え、「價格の安定又は」を「交付金若しくは」に  
改め、「の交付」の下に「又は價格の安定」を加  
える。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「肉用牛」とは、政令で定める月齢以上の肉用牛をいい、「肉豚」とは、種豚以外の豚をいう。

第二条第四項第一号イ中「第十七条第三項及び第十九条第一項」を「第十条第三項及び第十二条第一項」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

第三条を次のように改める。

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構以下「機構」という。は、標準的販売価格が標準的生産費を下回つた場合には、肉用牛又は肉豚の生産者であつて次の各号のいずれにも該当するものに対し、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金(以下この条及び第三十一条において「交付金」という。)を交付することができる。

一次のいずれにも該当する積立金(次項及び第三項において「積立金」という。)の積立てに要する負担金を支出しているものであること。

イ 標準的販売価格が標準的生産費を下回つた場合における肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するためのものであること。

ロ 肉用牛又は肉豚の生産者に対する支払に充てられるものであつて、交付金が交付される場合にその支払が行われるものであること。

ハ 積立ての額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

ニ その他交付金の適正かつ効果的な交付のための農林水産省令で定める基準に適合すること。

合するものであること。

2 交付金の額は、農林水産省令で定める期間ごと及び肉用牛又は肉豚の生産者ごとに、肉用牛又は肉豚の標準的生産費と標準的販売価格との差額に、肉用牛又は肉豚の再生産を確保することを旨として農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、肉用牛又は肉豚(積立金の対象とされているものに限り)であつて当該期間内に当該生産者が販売したことにつき機構が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものの品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た額を合算した額とする。

3 積立金から肉用牛又は肉豚の生産者に対し支払われる額は、交付金の額から控除するものとする。

4 第一項及び第二項に規定する「標準的販売価格」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な販売価格として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいい、第一項及び第二項に規定する「標準的生産費」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な生産費として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいう。

第四条から第十条までを削り、第三章第一節中第十一条を第四条とする。

第十二条第二項第一号ホ中「第十六条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第五条とし、第十三条を第六条とする。

第十四条第一項中「第十二条第七項」を「第五条第七項」に改め、同条を第七條とする。

第十五条第三項中「第十三条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第八條とし、第十六条を第九條とする。

第十七条第一項中「第十二条第二項第一号ロ」を「第五条第二項第一号ロ」に、「第十九条第二項並びに第二十條第一項」を「第十二条

第二項並びに第十三条第一項」に改め、同項第二号中「第十二条第二項第一号ロ」を「第五条第二項第一号ロ」に改め、同項第五号中「第二十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、第三章第二節中同条を第十条とし、第十八条を第十一条とし、第十九条を第十二條とする。

第二十条第一項第一号中「第十七条第一項第二号」を「第十条第一項第二号」に改め、同条第二項第一号中「第十七条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第十七條第一項第二号」を「第十条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第十八條」を「第二十一条」に改め、同条を第十三條とし、第二十一条を第十四條とする。

第二十二條第一項中「第十四條第一項」を「第七條第一項」に改め、同条第三項中「第十三條第二項」を「第六條第二項」に改め、同条を第十五條とし、第二十三條を第十六條とし、第四章中第二十四條を第十七條とし、第二十五條を第十八條とし、第二十六條を第十九條とする。

第二十七條中「第二十五條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同条を第二十條とする。

第二十八條第二項中「第二十五條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同条を第二十一條とする。

第二十九條中「第二十五條第二項」を「第十八條第二項」に、「第二十六條」を「第十九條」に改め、同条を第二十二條とする。

第三十條の前の見出しを削り、同条を第二十三條とし、同条の前の見出しとして「指定乳製品等の売渡し」を付し、第三十一条を第二十四條とする。

第二十六條とする。

第三十四條中「第五條第三項、第八條各号又は第三十一條各号」を「第三条第一項各号、第二項若しくは第四項又は第二十四條各号」に改め、第五章中同条を第二十七條とし、第三十五條を第二十八條とする。

第三十六條第一項中「指定食肉若しくは鶏卵等」を「肉用牛若しくは肉豚」に改め、「指定食肉に係る家畜の生産者を含む。」、販売業者若しくは輸入業者を削り、「販売価格若しくは在庫量」を「若しくは販売価格」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、と畜場法(昭和二十八年法律百十四号)第三條第二項に規定すると畜場(肉用牛又は肉豚に係るものに限る。)(の設置者若しくは管理者又は肉用牛若しくは肉豚の生産者からその生産した肉用牛若しくは肉豚(牛肉又は豚肉を含む。))の販売の委託若しくは売渡しを受けた者(その者が直接又は間接の構成員となつていて団体を含む。))に対し、肉用牛又は肉豚の生産費(と畜に係るものに限る。)、肉用牛又は肉豚(牛肉又は豚肉を含む。))の販売価格その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第三十六條を第二十九條とする。  
第三十七條中「第十四條第一項及び第二項、第十七條第一項、第十八條第一項(第二十條第三項を「第七條第一項及び第二項、第十條第一項、第十一條第一項(第十三條第三項)に、「第十九條第二項、第二十條第一項」を「第十二條第二項、第十三條第一項」に改め、同条を第三十條とする。

第三十八条中「機構から」の下に「交付金又は」を加え、第六章中同条を第三十一条とす。

第三十九条中「第十二条第八項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項を」を第五号第八項若しくは第二十九条第一項から第三項まで「に改め、同条を第三十二条とし、第四十条を第三十三条とする。

第四十一条中「第十九条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第三十四条とす。

附則第十条及び第十一條を次のように改める。

第十條及び第十一條 削除  
第九條を次のように改める。  
(独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正)

第九條 独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十條第一号イを次のように改める。  
イ 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと。

第十條第一号中口及びハを削り、ニを口とし、ホをハとし、同号ハ中「ホの」を「ハの」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ト中「ハの」を「ニの」に改め、同号トを同号ホとし、同号子と同号ハとし、同条第二号中「国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び」を削り、同条第五号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、口の次に次のように加える。

ハ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。

第十一條第一号中「及び口を」から「八まで」に改め、同条第二号中「前条第五号ニ」を「前条第五号ホ」に改める。

第十二條第一項第一号中「から八まで」を削り、同項第二号中「第十條第一号ニ」から「子まで」を「第十條第一号口から八まで」に改め、同項第四号中、「口及びハ」を「から二まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第五号中「第十條第五号ニ及びホ」を「第十條第五号ホ及びへ」に改める。

第十四條中「第十條第一号イ、口及びホから子まで」を「第十條第一号ハから八まで」に改める。

第十七條中「第十條第一号ハの規定により機構が交付する補助金、同号ニ」を「第十條第一号口」に改める。

第十八條第一号中「第十條第一号ハ、第二号」を「第十條第二号」に改める。

附則第一條第二号の次に次の一号を加える。  
二の二 附則第十八條の規定 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日。

附則第五條の見出し中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に改め、同条中「畜産物の価格安定に関する法律第六條第三項」を「畜産経営の安定に関する法律第五條第一項」に、「同条第四項」を「同条第二項」に改める。

附則第十條の次に次の一條を加える。  
(地方自治法の一部改正)

第十條の二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
別表第一 畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)の項中第十四條第一項及び第二項、第十七條第一項、第十八條第一項、第二十二條第三項を「第七條第一項及び第二項、第十條第一項、第十一條第一項(第十三條第三項)」に、「第十九條第二項、

第二十條第一項を「第十二條第二項、第十三條第一項」に、「第三十六條第二項」を「第二十九條第二項」に改める。

附則第十三條を次のように改める。  
第十三條 削除

附則第十四條のうち、肉用子牛生産安定等特別措置法第十三條第一項の改正規定中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に、「第二條第三項」を「第二條第一項」に改め、同法第十四條第一項の改正規定中「第二條第三項」を「第二條第一項」に改め、同法第十五條を削り、同法第五章中第十五條の二を第十五條とする改正規定を次のように改める。  
第十五條を削る。

第十五條の二中「補助金について」を「補助金」に、「生産者積立助成金について」を「生産者積立助成金」に改め、第五章中同条を第十五條とする。

附則第十四條中肉用子牛生産安定等特別措置法第十八條の改正規定の前に次のように加える。  
第十六條第二項中「第十條第一号ニ」から「子まで」を「第十條第一号口から八まで」に改める。

附則第十五條を次のように改める。  
第十五條 削除

附則に次の一條を加える。  
(畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八條 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律

第一條を次のように改める。  
(畜産物の価格安定に関する法律の一部改正)  
第一條 畜産物の価格安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
畜産経営の安定に関する法律

目次を次のように改める。  
目次  
第一章 総則(第一條・第二條)  
第二章 指定食肉等の価格の安定に関する措置(第三條―第十條)  
第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付  
第一節 生産者補給交付金等の交付(第十一條―第十六條)  
第二節 集送乳調整金の交付(第十七條―第二十三條)  
第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置(第二十四條―第三十三條)

第五章 雜則(第三十四條―第三十七條)  
第六章 罰則(第三十八條―第四十一條)  
附則  
第一條を次のように改める。  
(目的)

第一條 この法律は、主要な畜産物について、価格の安定又は生産者補給交付金等の交付に関する措置を講ずることにより、畜産物の需給の安定等を通じて畜産経営の安定を図り、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。

第二條中第三項を削り、第二項を第三項とし、同条第一項中「原料乳」を「加工原料

乳」とし、同条第一項中「原料乳」を「加工原料乳」と改める。



乳に改め、「次項の」を削り、「指定乳製品の下に」その他政令で定める乳製品を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「食肉」とは、食用に供される家畜の肉をいい、「指定食肉」とは、豚肉、牛肉その他政令で定める食肉であつて、農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。

第二条に次の一項を加える。

4 この法律において「対象事業」とは、次に掲げる事業をいい、「対象事業者」とは、対象事業を行う事業者をいう。

一次に掲げる販売の事業(以下「第一号対象事業」という。)

イ 生乳受託販売(委託を受けて行う生乳の乳業者(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)第二条第二項の乳業を行う者をいう。ロ及び次号において同じ。)に対する販売又は委託を受けて行う生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいい、生乳生産者団体(生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。第十七条第三項及び第十九条第一項において同じ。)が行う場合にあつては、当該生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会に対するこれらの委託を含む。以下同じ。)

ロ 生乳買取販売(買い取つた生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいう。以下同じ。)

二 自ら生産した生乳の乳業者に対する販売(委託して行うものを除く。)の事業(以下「第二号対象事業」という。)

三 自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売(委託して行うものを除く。)の事業(以下「第三号対象事業」という。)

第二章の章名中「主要な畜産物」を「指定食肉等」に改める。

第三条第一項中「次の安定価格を」指定食肉の安定基準価格及び安定上位価格(以下「安定価格」という。))に改め、同項各号を削り、同条第二項中「原料乳及び指定乳製品にあつては生産者の販売価格について、指定食肉にあつては」を削り、同条第三項中「及び安定下位価格」を削り、「下つて原料乳、指定乳製品及び」を「下回つて」に、「こゝで指定乳製品及び」を「超えて」に改め、同条第四項中「原料乳又は及び」について、これらを削り、「これらの再生産」を「その再生産に」とし、指定乳製品については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮してを」として」に改める。

第五条を削る。

第六条の見出しを「指定食肉等の保管又は販売に関する計画」に改め、同条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、同条第四項中「原料乳」を「加工原料乳」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「前四項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第二項から第四項まで」を「第一項及び第二項に、「聞く」を「聴く」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項を削り、同条を第五項とする。

第七条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「指定食肉の買入れ」を付し、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「前条第三項を前条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「指定乳製品又は」を削り、「第一項の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第六項とする。

第八条を削る。

第九条の前の見出しを削り、同条中「指定乳製品又は及び」、指定乳製品にあつては一般競争入札の方法により、指定食肉にあつてはを削り、「売渡す」を「売り渡す」に改め、同条ただし書中「これらの方法」を「これ」に改め、同条を第七項とし、同条の前に見出しとして「指定食肉の売渡し」を付する。

第十条中「原料乳及び指定乳製品又は」を削り、「指定乳製品又は指定食肉を」を指定食肉を」に改め、同条第一号及び第二号中「指定乳製品又は」を削り、同条を第八項とする。

第十一条の見出しを「指定食肉の買入れ又は売渡しをしない場合」に改め、同条中「第七条」を「第六条」に、「又は第九条」を「又は第七条」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第九条」を「第七条」に改め、同条を同条第一号とし、同条第四号中「第九条」を「第七条」に改め、同条第五号を同条第三号とし、同条を第九項とする。

第十二条の見出しを「指定食肉の交換」に改め、同条中「指定乳製品又は」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条を第十項とする。

二条第八項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項に、「同項を」同条第一項若しくは第二項に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十九条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

第三十八条 偽りその他不正の手段により、機構から生産者補給金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、同法による。

第四章を第六章とする。

第十四条第一項中「原料乳、指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の生産費、輸入価格、在庫量その他これらの価格の安定に關し必要な事項を調査するため必要があるときは、その」を「この法律の施行に必要な」に、「これらの生産者」を「指定食肉若しくは鶏卵等の生産者」に改め、「集荷業者」を削り、「対し」の下に「指定食肉若しくは鶏卵等の生産費、販売価格若しくは在庫量その他」を加え、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、加工原料乳若しくは特定乳製品の生産者若しくは販売業者若しくは指定乳製品等の輸入業者(これらの者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。)に対し、生乳の処理若しくは加工の数量若しくは指定乳製品等の輸入価格その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、これら

の者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

第三章中第十四条を第三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事務の区分)

第三十七条 第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項(第二十條第三項において準用する場合を含む。)、第十九条第二項、第二十条第一項及び第二項並びに前条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十三条中「第六条第五項又は第十條各号」を「第五条第三項、第八条各号又は第三十一條各号」に改め、同条を第三十四條とし、同条の次に次の一条を加える。

(指導及び助言)

第三十五条 農林水産大臣は、生産者補給交付金等又は集送乳調整金の交付を受けた対象事業者に対し、酪農経営の安定を図る観点から、必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章を第五章とし、第二章の次に次の二章を加える。

第三章

加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

第一節 生産者補給交付金等の交付

(生産者補給交付金等の交付)

第十一条 機構は、次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、この節に定めるところにより、当該各号に定める生産者補給交付金又は生産者補給金(以下「生産者補給交付金等」という。)を交付

することができる。

一 第一号対象事業 生産者補給交付金

二 第二号対象事業 生産者補給金

三 第三号対象事業 生産者補給金

(年間販売計画の作成等)

第十二条 前条の規定により生産者補給交付金等の交付を受けようとする対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度において当該対象事業者が行う生乳又は特定乳製品(指定乳製品その他第二条第二項の政令で定める乳製品をいう。以下同じ。)の販売に關する計画(以下「年間販売計画」という。)を作成し、当該販売に係る契約書の写しその他農林水産省令で定める書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 年間販売計画には、次の各号に掲げる対象事業者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 第一号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 第一号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ 第一号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量

ニ 第一号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品の販売予定数量

ホ 第十六条第一項の規定による生産者補給金の交付の業務の内容

ヘ その他農林水産省令で定める事項

二 第二号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 第二号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ 第二号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量

ニ 第二号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品の販売予定数量

ホ 第十六条第一項の規定による生産者補給金の交付の業務の内容

ヘ その他農林水産省令で定める事項

二 第三号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

口 第二号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ 第二号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量

ニ その他農林水産省令で定める事項

三 第三号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 第三号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ 第三号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品の販売予定数量

ニ その他農林水産省令で定める事項

三 農林水産大臣は、対象事業者から第一項の規定により年間販売計画の提出があつた場合において、当該年間販売計画が農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、当該会計年度において当該対象事業者が交付を受ける生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の最高限度(以下「交付対象数量」という。)を通知するものとする。

4 交付対象数量は、農林水産省令で定めるところにより、当該会計年度において交付する生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の総量の最高限度として農林水産大臣が定める数量(以下「総交付対象数量」という。)を基礎とし、当該対象事業者が提出した年間販売計画に基づき算出するものとする。

5 農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情並びに対象事業者の行う対象事業の実施状況を考慮し、特に必要があると認めるときは、交付対象数量の総量が総交付対象数量を越

えない範囲内において当該対象事業者に係る交付対象数量を変更することができる。

6 農林水産大臣は、前項の規定により交付対象数量を変更したときは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、変更後の交付対象数量を通知するものとする。

7 農林水産大臣は、対象事業者が提出した年間販売計画に記載された第二項第一号口、第二号口又は第三号口の地域(次項において「計画記載地域」という。)が一都道府県の区域を超えない場合において、当該対象事業者に対し第三項又は前項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、当該通知に係る交付対象数量及び当該年間販売計画の内容(同項の規定による通知をしたときにあつては、当該通知に係る変更後の交付対象数量)を当該都道府県の知事に通知するものとする。

8 第三項の規定による通知を受けた対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、その行う対象事業の実績及びその実施に要した経費その他の当該対象事業に關する事項で農林水産省令で定めるものを農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、当該対象事業者に係る計画記載地域が一都道府県の区域を超えないときは、農林水産大臣は、当該報告の内容を当該都道府県の知事に通知するものとする。

(総交付対象数量)

第十三条 総交付対象数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

2 総交付対象数量は、毎会計年度、当該会計年度の開始前に定めなければならない。

えなない範囲内において当該対象事業者に係る交付対象数量を変更することができる。

3 農林水産大臣は、総交付対象数量を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 農林水産大臣は、総交付対象数量を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

5 農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、総交付対象数量を改定することができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による総交付対象数量の改定について準用する。

第十四条 農林水産大臣(第十二条第七項の規定による都道府県知事への通知があつた場合にあつては、当該都道府県知事。次項において同じ。)は、当該会計年度において、政令で定めるところにより、政令で定める期間ごと及び同条第三項の規定による通知をした対象事業者ごとに、当該対象事業者が当該期間内に取り扱つた生乳の数量のうち生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量を認定するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の政令で定める期間ごとに、同項の規定により対象事業者ごとに認定した数量(その数量の当該会計年度における合計が、交付対象数量を超える場合にあつては、当該認定した数量から当該超える数量を控除して得た数量(当該数量が零を下回る場合には、零とする。))を機構に通知するものとする。

3 機構は、前項の規定による通知に係る数量に、次条第一項の規定により定められる生産者補給金の単価を乗じて得た額を、生産者補給交付金等として、対象事業者に交付するものとする。

(生産者補給金の単価)

第十五条 生産者補給金の単価は、農林水産大臣が、生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

2 農林水産大臣は、生産者補給金の単価を定めるに当たつては、酪農経営の合理化及び集送乳の効率化を促進することとなるように配慮するものとする。

3 第十三条第二項から第六項までの規定は、生産者補給金の単価について準用する。

(第一号対象事業者による生産者補給金の交付等)

第十六条 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者(第一号対象事業者を行う対象事業者をいう。以下同じ。)は、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該第一号対象事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付しなければならない。この場合において、当該第一号対象事業者は、当該委託又は売渡しをした者に対し、その者に對して交付する生産者補給金の金額を記載した書面を交付しなければならない。

2 前項の規定により生産者補給金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、その交付を受けた金額に相当する金額を、同項の規定の例により、生産者補給金として、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。この項の規定による生産者補給金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)についても、同様とする。

3 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者は、その行う第一号対象事業者の実績その他の農林水産省令で定める事項を、当該第一号対象事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し報告しなければならない。

4 前項の規定により報告を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、当該報告に係る事項を、同項の規定の例により、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し報告しなければならない。この項の規定による報告を受けた者(生乳の生産者を除く。)についても、同様とする。

5 第一号対象事業者は、第一項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該第一号対象事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、農林水産省令で定めるものをいう。)により提供することができる。この場合において、当該第一号対象事業者は、同項の書面を交付したものとみなす。

第二節 集送乳調整金の交付  
(第一号対象事業者の指定)

第十七条 都道府県知事(第十二条第二項第一号口の地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者の場合にあつては、農林水産大臣。第十九条第二項並びに第二十条第一項及び第二項において同じ。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる第一号対象事業者を、その申請により、指定事業者として指定することができる。

一 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務を適正かつ確実に実施できると認められること。

二 定款その他の基本約款において、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しに年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、第十二条第二項第一号口の地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの出出を拒んではいならない旨が定められていること。

三 前号の地域が、一又は二以上の都道府県の区域(その区域の自然的経済的条件に照らして、当該区域において一体として集送乳をすることが困難と認められる場合において、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域)を単位とするものであること。

四 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務に関する規程(以下「業務規程」という。)において、生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法、集送乳に係る

経費の算定の方法その他の事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。

五 第二十条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

2 前項の申請には、農林水産省令で定めるところにより、定款その他の基本約款及び業務規程を添付しなければならないこと。

3 生乳生産者団体は、第一項の申請をする場合には、あらかじめ、その申請及び業務規程につき、総会の議決を経なければならないこと。

(指定の公示等)

第十八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定(以下単に「指定」という。)をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、当該指定に係る地域を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

(業務規程の変更)

第十九条 指定事業者のうち生乳生産者団体であるもの(次条第一項第三号において「指定生乳生産者団体」という。)は、業務規程を変更する場合には、その変更につき、総会の議決を経なければならないこと。

2 指定事業者は、業務規程を変更したとき農林水産省令で定める軽微な変更をしたときを除く。は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第二十条 都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除しなければならない。

一 第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しないこととなつたとき。

二 偽りその他不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

三 指定の解除の申出(指定生乳生産者団体にあつては、総会の議決を経てされたものに限る。)があつたとき。

2 都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除することができる。

一 第十七条第一項第一号の要件に該当しないこととなつたとき。

二 第十七条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その指定に係る地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んだとき。

三 この法律又は業務規程に違反して生産者補給金の交付の業務又は集送乳調整金に係る業務を行つたとき。

3 第十八条の規定は、前二項の規定による指定の解除について準用する。

(集送乳調整金の交付)

第二十一条 機構は、指定事業者に対し、次条に定めるところにより、集送乳調整金を交付することができる。

(集送乳調整金の金額等)

第二十二条 機構は、第十四条第一項の政令で定める期間ごと及び指定事業者ごとに、同条第二項の規定による通知に係る

数量に、次項の規定により定められる集送乳調整金の単価を乗じて得た額を、集送乳調整金として、交付するものとする。

2 集送乳調整金の単価は、農林水産大臣が、指定事業者が集送乳に通常要する経費の額から効率的に集送乳が行われる場合の経費の額を控除して得た額を基礎として定めるものとする。

3 第十三条第二項から第六項までの規定は、集送乳調整金の単価について準用する。

(指定事業者による集送乳調整金の交付)

第二十三条 機構から集送乳調整金の交付を受けた指定事業者は、その交付を受けた集送乳調整金を、業務規程で定めるところにより、集送乳調整金として、当該指定事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。

2 前項の規定により集送乳調整金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、その交付を受けた集送乳調整金を、農林水産省令で定めるところにより、集送乳調整金として、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。

この項の規定による集送乳調整金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)についても、同様とする。

第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置

(指定乳製品等の輸入)

第二十四条 機構は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品又は政令で定めるその他乳製品(以下「指定乳製品等」という。)を輸入するものとする。

2 機構は、前項の規定によるほか、指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、指定乳製品等を輸入することができる。

(輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し)

第二十五条 指定乳製品等につき関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定乳製品等の所有者でない場合にあつては、その所有者は、その輸入申告に係る指定乳製品等を機構に売り渡さなければならない。ただし、次に掲げる場合及び次項に規定する場合は、この限りでない。

一 機構又は機構の委託を受けた輸入業者が指定乳製品等を輸入するとき。

二 指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるとき。

2 政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の五第二項において準用する関税率率法(明治四十三年法律第五十四号)第九条の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合(農林水産省令で定める場合を除く。)にはその指定乳製品等を機構に売り渡し、及びその指定乳製品等を機構に売り渡されることを確保する旨の契約を機構と締結しなければならない。

3 第一項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は、当該指定乳製

品等に係る輸入申告の前に、申込書を機構に提出してしなければならない。

4 指定乳製品等については、前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

5 前項の機構の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額)

第二十六条 前条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等についての機構の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告をすべき価額とする。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻し)

第二十七条 機構は、第二十五条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならない。

2 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第二十五条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を買戻さなければならない旨の条件を付することができる。

3 機構は、第二十五条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額)

第二十八条 前条第一項の規定による機構

の売戻しの価額は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する金額に、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、機構の買入れの価額に加えて得た額とする。

2 第二十五条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定乳製品等につき、前項の規定により加算する額を減額することができる。

(準用)

第二十九条 前三条の規定は、第二十五条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第二十六条中「輸入申告をすべき価額」とあるのは、「農林水産省令で定める価額」と読み替へるものとする。

(指定乳製品等の売渡し)

第三十条 機構は、次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不相当であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

一 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき。

二 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として農林水産大臣が指示する方針によるとき。

第三十一条 機構は、次の場合には、政令

で定めるところにより、加工原料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品等を売り渡すことができる。

一 その保管する指定乳製品等の数量が農林水産省令で定める数量を超えるに至つた場合

二 その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合

三 その他農林水産省令で定める場合

(指定乳製品等の売渡しをしない場合)

第三十二条 機構は、次の場合には、第三十条の規定による売渡しをしないものとする。

一 第三十条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

二 第三十条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。

三 その他農林水産省令で定める理由があるとき。

(指定乳製品等の交換)

第三十三条 機構は、その保管する指定乳製品等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これを同一の規格及び数量の指定乳製品等と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

本則に次の二条を加える。

第四十条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四十一条 第十九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則第十条中「第七条第二項及び第三項並びに第九条」を「第六条第一項及び第二項並びに第七条」に改める。

第二条中独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第一号の改正規定の前に次のように加える。

第三条中「主要な畜産物の価格」を「畜産経営」に改める。

第二条中独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第一号の改正規定を次のように改める。

第十条第一号中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に改め、同号イ及びロ中「指定乳製品及び」を削り、同号ハ中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に改め、同号ニに改め、「指定乳製品」を削り、同号に次のように加える。

二 加工原料乳についての生産者補給交付金及び生産者補給金並びに集送乳調整金の交付を行うこと。

ホ 指定乳製品等の輸入を行うこと。

ハ 本の業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。  
ト への業務に伴う指定乳製品等の保管を行うこと。  
チ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売渡しを行うこと。

第二条のうち、独立行政法人農畜産業振興機構法第十二条の改正規定中「第十条第一号イ」を「第十条第一号イからハまで」に、「第十条第一号ロからハまで」を「第十条第一号ロからチまで」に改め、同法第十四条の改正規定を次のように改める。

第十四条中「及びロ」を「ロ及びホからチまで」に改める。

第二条のうち、独立行政法人農畜産業振興機構法第十七条の改正規定中「第十条第一号二」を削り、「第十条第一号ロ」を「の規定により機構が交付する補助金、同号二に改め、同法第十八条の改正規定中「第十八条第一号中」第十号第一号二、第二号」を「第十号第二号」に改め、同条第二号」を「第十八条第二号」に改める。

附則第三条の見出し中「畜産経営の安定に関する法律を「畜産物の価格安定に関する法律」に改め、同条中「第五条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

附則第四条第一項中「第五条第四項」を「第十二条第四項」に、「第八条第二項」を「第十三条第二項」に、「第八条第三項及び第十五条第三項」を「第十五条第三項及び第二十二條第三項」に、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」を「畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」に改める。

附則第五条第一項中「第十条」を「第十七条」に改め、同条第二項中「第十条第一項及び第

十一条」を「第十七条第一項及び第十八条」に改める。

附則第七条中「畜産経営の安定に関する法律第七条第一項」を「畜産物の価格安定に関する法律第六条第一項」に改める。

附則第十二条のうち地方自治法別表第一社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)の項の次に次のように加える改正規定中「第七条第一項及び第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条第三項」を「第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十条第三項」に、「第十二条第二項、第十三条第一項」を「第十九条第二項、第二十条第一項」に、「第二十九条第二項」を「第三十六条第二項」に改める。

附則第十三条のうち、関税暫定措置法第七條の三第二項第二号の改正規定中「第十七条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同法別表第一第〇四・〇二項から第〇四・〇五項までの改正規定中「第一七条第一項」を「第二四條第一項」に改める。

附則第十四条を次のように改める。  
(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改定)  
第十四条 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「畜産物の価格安定に関する法律を「畜産経営の安定に関する法律」に、「第二条第三項」を「第二条第一項」に改める。

第十四条第一項中「第二条第三項」を「第二条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。  
第十五条の二中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、「第十五条中」の下に「又

「は第二号」とあるのは「若しくは第二号」とを加え、「補助金」を「補助金について」に、「生産者積立助成金」を「生産者積立助成金について」に改める。

第十六条第一項中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百二十二号)第三条第一項第一号から第五号まで」を「機構法第十条第一号二から五まで」に改める。

附則第十五条のうち食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六号)第四十条第三項の改正規定中「第四十条第三項中」の下に「畜産物の価格安定に関する法律を「畜産経営の安定に関する法律」に改め、」を加える。

(調整規定)  
第十八条 施行日が環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

理 由

需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るため、加工原料乳の生産者に補給金を交付する制度を導入するとともに、独立行政法人農畜産業振興機構の業務として当該補給金を交付する業務を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨  
本案は、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るため、加工原料乳の生産者に補給金を交付する制度を導入するとともに、独

立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という)の業務として当該補給金を交付する業務を追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 畜産経営の安定に関する法律の一部改正  
(一) 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

(1) 機構は、生乳受託販売若しくは生乳買取販売の事業、自ら生産した生乳の乳業者に対する販売の事業又は自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売の事業を行う事業者(以下「対象事業者」という)に対し、生産者補給交付金又は生産者補給金(以下「生産者補給交付金等」という)を交付することができることとする。

(2) 生産者補給交付金等の交付を受けようとする対象事業者は、生乳等の販売に関する計画を作成して農林水産大臣に提出しなければならないこととし、農林水産大臣は、当該計画が農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、当該対象事業者が交付を受ける生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の最高限度を通知するものとする。

(二) 集送乳調整金の交付  
(1) 都道府県知事又は農林水産大臣は、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、一又は二以上の都道府県の区域において委託又は売渡しの申出を拒まない等の要件を満たす生乳受託販売又は生乳買取販売の事業を行う対象事業者を、指定事業者として指定することができることとする。

(2) 機構は、指定事業者に対し、集送乳調整金を交付するものとする。



(三) 指定乳製品の価格の安定に関する措置  
機構は、指定乳製品等の輸入並びに機構  
以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入  
れ及び売戻しを行うことができるものとす  
ること。

2 独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改  
正  
機構の業務として、生産者補給交付金等を  
交付する業務等を追加すること。

3 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の廃  
止  
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法は、  
廃止すること。

4 施行期日  
この法律は、平成三十年四月一日から施行  
すること。

二 議案の可決理由  
本案は、需給状況に応じた乳製品の安定供給  
の確保等を図るための措置として妥当なものと  
認め、原案のとおり可決すべきものと議決した  
次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を  
付することに決した。  
右報告する。

平成二十九年五月二十五日  
農林水産委員長 北村 茂男  
衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)  
畜産経営の安定に関する法律及び独立行政  
法人農畜産業振興機構法の一部を改正する  
法律案に対する附帯決議

我が国の酪農は、生産者の努力の積重ねによ  
り、先進的な経営を実現させてきた。しかしなが  
ら、担い手の高齢化や後継者不足を背景に飼養戸  
数、飼養頭数ともに減少しており、生産基盤の強  
化に向けて、生産現場では総力を挙げての取組が  
懸命に続けられている。こうした状況を踏まえ、  
補給金制度の改革は、生産現場における不安や混

乱を払拭し、経営意欲の維持向上を図られるよ  
う、消費者への国産牛乳・乳製品の安定供給と生  
産者の所得の増大を旨として進める必要がある。  
よって政府は、本法の施行に当たり、生産者が  
将来に明るい展望を描けるよう、左記事項の実現  
に万全を期すべきである。

記

一 新たな補給金制度の運用に当たっては、制度  
の目的を踏まえ、現行の指定生乳生産者団体に  
出荷する生産者が不公平感を感じないようにす  
るとともに、事業者が乱立した結果、乳価交渉  
力強化・用途別安定供給・共同販売体制の強化  
などの現行の指定生乳生産者団体の機能が損な  
われないよう、万全の措置を講ずるとともに、  
その機能強化に向けた取組を後押しすべく、万  
全の措置を講ずること。

二 補給金交付の要件となる年間販売計画は、飲  
用向けと乳製品向けへの調整の実効性が担保さ  
れるものとする。

三 補給金の算定に当たっては、牛乳・乳製品の  
需給の安定等を通じた酪農経営の安定を図り、  
国民消費生活の安定に寄与するため、生乳の再  
生産が確保されるよう、その単価を適切に設定  
すること。

四 集送乳調整金については、条件不利地を含む  
広域的な地域から、正当な理由なく集乳を拒ま  
ない事業者にのみ交付する仕組みとし、その単  
価を適切に設定すること。

五 部分委託については、場当たりのな利用を確  
実に排除し、年間を通じた用途別の需要に応じ  
た安定的な取引が確保され、生産者間の不公平  
が生じないよう、厳格な基準を設定し、その適  
切な運用を図ること。

六 現行の指定生乳生産者団体が新制度における  
指定生乳生産者団体に円滑に移行できるよう、  
関係者の意向や実態を十分踏まえた適切な措置  
を講ずること。

七 対象事業者に対する指導及び助言に当たって

は、生産者の公平な取引であるかなど、必要に  
応じて国が調査し、実効性ある改善指導を行う  
こと。

八 政令及び農林水産省令並びに関連通知につい  
ては、年間を通じた用途別の需要に応じた安定  
的な取引が行われ、用途別安定供給に支障をき  
たすことがないよう、適切に制定すること。

九 酪農家は農業者の中でもとりわけ過酷な労働  
条件にあることから、その改善を図るため、酪  
農ヘルパーの充実や公共牧場等を活用した育成  
の外部化を支援するとともに、搾乳ロボットや  
ミルクングパーラーをはじめとする省力化機器  
や施設の整備に対して集中的に支援を行うこ  
と。

十 こうした生産基盤対策等の支援は、地域を支  
える中小規模の家族経営体が十分活用できるよ  
う配慮すること。

十一 規制改革推進会議等の意見については、参考  
とするにとどめ、現場実態を踏まえ、酪農生産  
基盤の強化に資するものとなることを第一義と  
し、制度の運用を行うこと。  
右決議する。

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五  
東京都港区虎ノ門二丁目  
二番五号  
独立行政法人国立印刷局

電 話

03  
(3587)  
4294

定 価

本号一部  
三三六円  
（本体）  
三三〇円